

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	42 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年3月まで

ねんきん特別便において、国民年金の加入月数と保険料の納付月数に4か月の差があることが分かったので、A市役所で調査してもらったところ、昭和55年12月から56年3月までの保険料が未納とされていることが判明した。

これまで、市役所窓口で納付に行った際に未納を指摘されたことは無く、また、夫からは常々、国民年金保険料の納付について厳しく言われており、自分も注意していたので未納があったことは考えられない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月の国民年金の任意加入以来、申立期間を除いて未納期間は無い上、60歳以後も任意加入し65歳到達まで保険料を完納しており、年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金特殊台帳を見ると、昭和56年度、57年度及び58年度の各年度末に未納分の催告が行われ、その後、過年度保険料として納付されていることが認められることから、申立人は納付書が手元があれば遅れてでも保険料を納付していた状況がうかがえ、申立期間の保険料のみ納付しないまま放置することは考え難い。

さらに、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から41年3月まで  
② 昭和48年3月

私が20歳になった昭和39年\*月ごろに母が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

当時、自宅に近所の民生委員が国民年金保険料の集金のために来ていたこと等を記憶しているので、母が、申立期間①及び②を含む加入後から母が亡くなる直前の昭和55年12月ごろまでの間、私の保険料を母及び兄弟の分と一緒に納付してくれていたと思う。

また、国民年金手帳と一緒に置いてあった国民年金納入カードに、昭和48年3月（申立期間②）の欄にも領収印が押されているにもかかわらず、私の納付記録を見ると、当該機関が未納と記録されている。

申立期間①及び②について、保険料を納付していると思うので、もう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年度当初の昭和41年4月以降、申立期間②を除き、国民年金被保険者期間に未納は無い。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳の昭和48年3月の欄に押された検認印は市の訂正印で消除されているものの、申立人が所持する46年4月以降の領収印が押されている「国民年金納入カード」を見ると、申立期間②の欄にA市の領

収印が押されていることが確認できる。これについて、A市では、年金手帳の訂正印の意味は不明としているところ、消除された検認印は現年度納付が可能な日付であり、集金人が誤って過年度保険料を収納したとも考え難く、当時、行政機関側に何らかの記録管理に誤りがあったことがうかがわれる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和39年2月ごろに母が国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間①の保険料を、母及び兄姉の保険料と一緒に、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月ごろにA市で払い出されており、母が39年2月ごろに国民年金の加入手続きをしてくれたとする申立人の陳述と符合しない上、この手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の保険料は現年度納付することはできず、申立期間①の保険料を母及び兄姉と一緒に集金人に納付することができない。

また、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間①当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間①の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び41年9月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和41年9月から48年12月まで

私が国民年金に加入した後、しばらくして夫が国民年金に加入し、その際、夫が将来、国民年金を受給できるように私が特例納付により過去の保険料をさかのぼってまとめて納付した。

その際、私の未納期間である申立期間①及び②の保険料も一緒に特例納付したと思う。

当時納付した保険料は、夫婦二人分が、合わせて30万円ぐらいであり、簡易保険を解約して納付したと記憶している。

申立期間①及び②の保険料について、夫は納付済みとなっているのに、保険料を納付した私の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年4月ごろに現年度納付が可能であった同年1月以降、60歳到達時までの期間の国民年金保険料に未納は無い上、申立人が保険料を納付していたその夫は、国民年金受給権を得るために必要な月数を大幅に超える期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付するなどして国民年金被保険者期間の保険料をほぼ完納しており、申立人の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、昭和36年4月から47年12月までの保険料が、第2回特例納付実施期間中（昭和49年1月から50年12月まで）に特例納付により、48年1月から50年2月までの保険料が過年度納付

によりそれぞれ納付されていることが確認でき、夫の国民年金の加入手続は、遅くとも同年12月ごろに行われたと推認され、その際、夫の保険料を特例納付した申立人が、自身の保険料についても特例納付を行うことは時期的に可能であるなど、申立内容に特段不合理な点はうかがえない。

さらに、申立人が記憶する、当時さかのぼってまとめて納付したとする金額については、納付済みとされている申立人の夫の保険料と申立期間①及び②の保険料を一緒に納付した場合の金額におおむね一致しているほか、当時、簡易保険を取り扱っていた郵便局において、当該保険を解約した状況の確認はできなかったものの、申立人が記憶する種類の簡易保険は存在していたことが確認でき、簡易保険を特例納付の保険料に充てたとの陳述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、加入後の夫婦二人分の国民年金保険料は、市役所窓口、集金人及び金融機関とその時期により納付場所は変わったが、ずっと妻が納付してくれていたと思う。

しかし、申立期間の保険料について、妻は納付済みと記録されているのに、私の納付記録を見ると、私だけが未納と記録されている。

妻が、夫婦二人分の保険料をともに未納期間無くずっと納付していたのに、私の申立期間の記録だけが未納とされてことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の開始当初に夫婦二人一緒に国民年金に加入して以降、昭和47年4月に厚生年金保険の被保険者となるまでの間、申立期間を除き未納は無く、申立人の保険料を納付していた申立人の妻も国民年金加入期間に未納は無く、夫婦の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は、現年度納付されている。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた申立人の妻は、申立期間の保険料を納付済みであり、納付意識の高い申立人の妻が、申立期間の保険料も夫婦二人分を一緒に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年7月から39年3月まで

私と夫は、国民年金制度ができた昭和36年当時、A市役所から女の方が国民年金の説明に来たので、その場で加入することにした。夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。領収方法は、台紙に印鑑を押す方法であった。

平成9年ごろ、夫が65歳になり国民年金の受給申請に市役所に行った時に、初めて保険料の未納が分かった。その場ですべての期間を納付しているはずであると説明しても、担当者から領収書等の証拠の提出を求められ、その時は、あきらめるより仕方なかった。

さらに、保険料の納付記録について、夫が代表し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの保険料が、私だけ納付済みの記録とされている。夫の方が年上なのに、おかしいと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料を、申立人の夫が、夫婦二人分一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金関係書類提出受付処理簿から昭和39年9月25日に夫婦二人分の加入届を受け付け、同日付けで夫婦二人分の国民年金手帳を交付していることが確認できる。この場合、申立期間①のうち、36年4月から37年6月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。また、同年7月から38年3



月までの保険料は過年度納付が可能であるが、36年に国民年金の加入手続をしたとする陳述と符合しない上、保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が定かでなく、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立期間②へと続く昭和38年4月から同年6月までの保険料は、オンライン記録から、納付済みとなっていることが確認できる。申立人の国民年金加入手続時期からみて、この間の保険料の納付は過年度納付によるものと推定できるが、通常、過年度納付は、年度単位で行われるものであるが、昭和38年4月から同年6月までの保険料のみ納付済みとされ、同年7月から39年3月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間②に続く昭和39年4月から60歳で被保険者資格を喪失する平成6年12月までの保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえ、昭和38年7月以降の保険料も納付していたものとみるのが相当である。

さらに、昭和38年4月から同年6月までの保険料は、オンライン記録では納付済みとされているにもかかわらず、A市の被保険者名簿を見ると「時効消滅」と記録されており、記録管理に何らかの事務的過誤があったことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私と妻は、国民年金制度ができた昭和36年当時、A市役所から女の方が国民年金の説明に来たので、その場で加入することにした。強制的な加入であったので、これも税金の一部と思い、私が代表して夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。領収方法は、台紙に印鑑を押す方法であった。

平成9年ごろ、私が65歳になり国民年金の受給申請に市役所に行った時に、初めて申立期間の未納が分かった。その場で、すべての期間を納付しているはずであると説明しても、担当者から領収書等の証拠の提出を求められ、その時はあきらめるより仕方なかった。

さらに、妻は保険料の納付を一切担当したことが無く、私が代表して、必ず夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたのに、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの保険料が、妻のみ納付済みの記録とされている。仮に、夫婦どちらかの保険料を納付するのなら、年上である私の保険料を早くから納付するはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、申立人が、夫婦二人分一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金関係書類提出受付処理簿から昭和39年9月25日に夫婦二人分の加入届を受け付け、同日付けで夫婦二人分の国民年金手帳を交付していることが確認できる。この場合、申立期間のうち、36年4月から37年6月までの保険料は時効

の成立により、制度上、納付することはできない。また、同年7月以降の保険料は過年度納付が可能であるが、36年に国民年金の加入手続をしたとする陳述と符合しない上、保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が定かでなく、同年7月から38年3月までの保険料を納付したことをうかがわせる事情を聴くことはできなかった。

しかし、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの保険料について、申立人の妻の納付状況をみると、38年4月から同年6月までの保険料は、オンライン記録から、納付済みとなっていることが確認できる。また、申立人夫婦の国民年金加入手続時期からみて、この間の保険料の納付は過年度納付によるものと推定できるが、通常、過年度納付は、年度単位で行われるものであるが、昭和38年4月から同年6月までの保険料のみ納付済みとされ、同年7月から39年3月までの保険料が未納とされているのは不自然であることから、申立人の妻は、38年7月から39年3月までの国民年金保険料も納付していたものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者台帳を見ると、納付日が確認できる昭和39年度から45年度までの検認記録から、夫婦共に同じ日に納付していることが分かり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする陳述と符合する。

さらに、申立人の納付状況をみると、オンライン記録から、申立期間に続く昭和39年4月から60歳で被保険者資格を喪失する平成4年3月までの保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえ、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの保険料も納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで  
② 昭和42年4月から50年3月まで

私は、結婚後のA市在住中は、夫が私の国民年金保険料を納めてきたし、申立期間①については、昭和39年春にB市へ転居してから私が保険料を納めてきたと思うが、記憶は定かでない。しかし、夫の昭和39年度の保険料の納付については社会保険事務所（当時）で認められたし、申立期間①を通して保険料を納付しているはずだ。

また、昭和42年度から49年度までの8年分の保険料については、夫の分と一緒に私が一括で納付した。その後も、夫婦二人分の保険料を私が一緒に納付してきたので、全納しているものと思っていた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、記憶は定かでないものの、転居後のB市で保険料を納付してきたし、申立期間②については、夫の保険料と一緒に一括で自身が納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、夫婦共にA市において昭和36年8月23日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、申立人がA市に在住した同年4月から39年3月までの保険料は夫婦共に納付済みであることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳から確認でき、夫が自身の保険料を納付していたとの申立人の陳述と符合する。

また、申立期間①のうち、昭和40年3月以前についてみると、申立人の保

険料と一緒に納付していたとする夫は、A市での申立人の納付期間に後続する39年4月から40年3月までの保険料についても、A市で納付済みであることが、市の被保険者名簿から確認でき、夫婦二人分の保険料を3年間にわたり納付してきた夫が、後続する1年間につき、申立人の保険料は納付せず自身の分だけを納付したと考えるのは不自然であり、一緒に夫婦二人分を納付したと考えるのが相当である。

次に、申立人が、保険料をB市で納付したとする申立期間①のうち、昭和40年4月以降についてみると、申立人は39年6月にB市へ転入していることが住民票から確認できるものの、この転居に伴う申立人の国民年金に係る住所変更手続は、50年12月27日までなされていなかったことが、市の被保険者名簿から確認できる。この点については、A市を管轄する社会保険事務所において、申立人の所在が確認できなくなり、住所不在の進達がなされたことが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、51年3月になって初めてB市を管轄する社会保険事務所に移管されたことが特殊台帳から確認できる状況と整合している。この場合、申立人の住所変更手続時点では、この期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、この間の保険料をB市で現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間①のうち、昭和40年4月から42年3月までの間は、いつも一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫も未納であることが、市の被保険者名簿から確認できる。

最後に、申立期間②について、申立人の夫の納付記録を見ると、昭和50年12月にB市において新たな手帳記号番号（後に重複取消し）が払い出され、同年12月中にこの期間（96か月）の保険料を遡及納付していることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳から確認できる。この新たな手帳記号番号払出当時は、附則18条に基づく特例納付の最終月に当たっていたことに加え、手帳記号番号払出時点において夫は既に43歳に達しており、以後60歳まで納付を継続したとしても60歳到達時点では年金受給権の確保はできなかったことから、行政側の勧奨を受け、遡及納付したものと推定できる。なお、市では、無年金者に対する受給権確保の観点から勧奨を行っていた形跡が、当時の市の広報誌からうかがえる。

一方、夫より7歳ほど若い申立人は、受給権確保のための遡及納付を行う必要性は無かったため、特例納付の勧奨対象ではなかったと考えられ、その申立人が特例納付を行うためには、行政側にその意思を伝える必要があるが、必要となる納付書の有無、納付方法などの特例納付をめぐる申立人の記憶は定かでない。

さらに、申立期間①及び②につき、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民

年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間①の初年度を除き、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、国民年金に関することはすべて母に任せきりであったので、具体的なことは何も分からないが、私が50歳を過ぎたところに、母が私に「年金をずっと掛けているよ」と話してくれたことがある。

母は、既に死亡しているため当時の納付状況を確認することはできないが、きっちりした性格の人であり、母自身の保険料はすべて納付しているのに、私の分だけ、申立期間が未納とされていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和41年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるところ、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間①には、保険料を現年度納付したことを示す検認印が認められないことから、申立期間①の保険料を納付するためには、社会保険事務所（当時）の納付書により過年度納付する必要があるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①直後の昭和41年4月から申立人が会社に再就職する前月の45年7月までの印紙検認記録欄を見ると、41年4月から同年9月までの6か月の保険料を同年7月12日にまとめて納付したことを示す検認印が確認できる上、それ以降の期間については、すべて3か月単位で納付期限内に保険料

を納付していることから、申立人の母親の納付行動は、現年度納付を主体とするものであったことがうかがわれ、申立人に係る保険料については、同年7月12日に納付した申立期間①直後の保険料から、現年度により保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立人が国民年金被保険者の資格を再取得した昭和46年4月以降において、申立期間②を除き60歳期間満了まで保険料を完納している上、申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了までの保険料をすべて納付しており、申立期間②は保険料を納付済みである。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間は現年度により保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い母親が、自身の保険料のみを納付し、申立人の申立期間②の保険料を現年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金制度発足当初から、国民年金に加入し、当初の国民年金保険料については父が納付してくれた。父が昭和 47 年\*月に亡くなってからは、自分で保険料を納付しており、申立期間の保険料については口座振替にしていたと思う。

また、仮に、残高不足により口座から保険料が引き落とされなかった場合にも銀行及び役所からの連絡などによりすぐに納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和 37 年 1 月 11 日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の平成 11 年\*月まで、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和 61 年 11 月 6 日に過年度保険料の納付書が発行されていることが確認でき、納付意識の高い申立人が、納付書を交付されながら、これを放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで  
③ 昭和62年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等については、具体的なことまでは覚えていないが、加入当初の保険料は月額100円で、私が夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

しかし、当初は母が納付してくれたこともあったかもしれない。

その後、時期は定かではないが、妻が夫婦二人分の保険料を納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料については、私又は妻が納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和42年9月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号払出以降、申立期間②及び③を除き、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③は、いずれも3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人は、過去において、複数回にわたり国民

年金保険料を過年度納付していることが確認でき、また、このうち昭和54年7月から55年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間については、重複納付により保険料が還付されていることなどからみても、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、当該期間のうち、36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、制度上、納付することができない。

また、申立期間①のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、過年度納付することは可能であるが、申立人自身には、過年度保険料の納付方法及び納付場所等に関する記憶が無く、また、加入当初の保険料の納付を行っていた可能性があるとする母も既に他界しているため、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見出すことはできなかった。

さらに、申立期間①は72か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金への加入については、会社を退職時に上司からも手続するように言われていたので、昭和45年12月20日の退職日の翌日に、自分自身でB区役所に出向き手続したはずである。

申立期間の保険料の詳しい納付方法などについては、はっきりとは覚えていないが、自分自身で確かに納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和46年12月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を過年度及び現年度納付することは可能である。

また、申立期間は、それぞれ4か月及び3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料については現年度納付している。

さらに、B区役所保存の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和46年度の納付記録欄について、1年間分の国民年金保険料が昭和46年12月4日付けで一括して納付したとの記録が行われた後、このうち47年1月から同年3月までの3か月の納付済記録については、二重線で抹消され、同年4月8日付けの納付済記録へと訂正されているなど、不自然な事務処理の事跡が認められる。

加えて、申立期間の前後の期間に当たる昭和46年4月から47年12月までの期間及び48年4月から49年10月までの期間の納付記録については、平成

15年に記録統合されるまで納付記録に反映されておらず、これらのことを勘案すると、申立期間当時の国民年金保険料の収納及び記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれ、こうした中で申立期間の保険料についても、何らかの事務的過誤により、記録に反映されなかった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年3月31日まで

社会保険事務所から、「A社に勤務していた期間のうち、平成2年8月から3年2月までの期間の標準報酬月額が低すぎるのではないか。」との問い合わせを受けた。社会保険事務所の記録によると、私の知らない間に当該期間の標準報酬月額が20万円に訂正されている。

A社には昭和60年4月から平成3年3月末まで勤務し、2年10月からは取締役であった。また申立期間当時は、1か月80万円の報酬を受け取っていた。

社会保険事務所の記録には納得できないので、申立期間にかかる標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月31日から19日後の同年4月19日に、2年8月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管する銀行預金通帳によると、申立人は、申立期間中の平成2年8月において、遡及訂正前の標準報酬月額（53万円）に見合う額の報酬（52万6,505円）を受けていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、直近の定時決定（平成2年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成2年8月の月額変更が追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

加えて、平成2年10月31日付けで役員に就任した8人（申立人、代表取締

役を含む)全員について標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は平成2年10月31日に同社の取締役就任したことが確認できることから、申立人は「社会保険関係事務はA社B支社で一括して行われていた。自分は同社C支店のD職で、社会保険関係事務には関与していなかった」旨陳述している。

また、A社本社で経理を担当していた役員から、「当時、社会保険関係の手続きはほかにする人がいなかった為、私が行った」旨の陳述が得られた。

以上の事実を総合的に判断すると、平成3年4月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、2年8月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要である。

## 大阪厚生年金 事案 6010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和46年1月1日から63年11月30日までA社に勤務していたが、同年12月1日に親会社であるB社へ転籍した。

社会保険事務所の（当時）記録によると、転籍時の昭和63年11月の1か月間が厚生年金保険に未加入とされている。

同一企業グループ内の異動であり、また、A社の事務室はB社と同じ建物内にあり、実際には隣の部屋へ移っただけで、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時のA社副社長の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和63年12月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年10月の社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のA社副社長が、「資格喪失日に係る届出誤りである」旨陳述している上、事業主が資格喪失日を昭和63年12月1日と届け出たにもかかわらず、



社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年3月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年4月6日まで

私は、平成17年6月16日から18年4月6日までA社に勤務していたが、オンライン記録によると、当該期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社発行の平成17年7月分から18年3月分までの給与支給明細書を保管しており、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成17年6月1日から18年3月10日までの間、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管するA社発行の給与支給明細書において、平成17年7月分から18年2月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、社会保険事務所(当時)が18年3月2日付けでさかのぼって新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者についてさかのぼって被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる上、保険料還付請求書から、一部納付されていた保険料が申立事業所に対し還付されていることが

確認できる。

しかし、社会保険事務所は、申立事業所について事業実態が確認できないことを理由に新規適用の取消処理を行ったとしているが、申立人の同僚の陳述から、当該事業所に事業実態が無かったことはうかがえず、申立人は当該事業所において雇用保険に加入し、申立期間に係る給与の支払いが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票には、申立事業所が保険料を滞納していた事実は確認できるものの、社会保険事務所職員が当該事業所に訪問し代表取締役及び従業員と面談していること、事業主が賃金台帳及び出勤簿の提出の求めに応じていることなどが記載されている。

さらに、社会保険事務所は、申立事業所の預金口座の1つについて取引履歴を調査しているが、同履歴の内容のみをもって事業実態を判断することはできないこと等から、当該事業所の事業実態について十分な調査を行った上で前述の取消処理を行ったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていると判断されるところ、社会保険事務所が、事業実態がなかったとして遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由はなく、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成17年6月16日、資格喪失日は遡及して適用事業所の取消処理がされた18年3月2日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成17年6月から18年2月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成18年3月3日から同年4月6日までの期間については、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る離職日は同年3月10日と記録されている上、申立期間当時に同社で経理を担当していた者の陳述及び同僚の給与明細書から、厚生年金保険料は当月控除であると認められるところ、申立人の保管する同年3月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成18年12月15日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賞与明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月15日支給に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与明細書から60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年9月8日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが判明した。申立期間は24万円の給与を受けていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、平成11年9月8日付けで、同年4月1日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主も、申立人と同日付けで、同様に平成11年4月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。

さらに、A社に係る滞納処分票及び不納欠損決議書により、同社は、昭和59年から厚生年金保険料及び健康保険料を滞納していることが確認できる。

加えて、申立人は、A社において社会保険事務も取扱う経理担当者であったが、商業登記の記録によれば、申立人は同社の役員ではないことから、事業主の指示の下で所定の事務を行っているのみであり、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正について積極的に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年9月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人についてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要であると認められる。

## 大阪厚生年金 事案 6014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から58年2月27日まで

私は、昭和57年4月1日に、A社本社から同社B事業所を開設するために異動し、58年2月27日まで責任者として勤務していた。

申立期間も本社から給与が支給されており、被保険者記録が無いのは納得がいけないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが推認される。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、「申立期間において、申立人の勤務形態、業務内容に変更は無く、給与は本社から継続して支給されていたので、保険料も控除されていたと思う」旨の陳述をしているほか、同社B事業所に在籍していた同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成9年6月3日に解散している上、当時の事業主から回答は得られなかったものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届

及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、昭和 57 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 58 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月5日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月5日、資格喪失日に係る記録を同年3月16日とし、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から同年2月1日まで  
② 昭和52年3月5日から同年3月16日まで

申立期間①は、昭和48年1月初めごろから約1か月、C市、D市又はE市F区に所在していたG社でH業務H職務に従事していた。

申立期間②は、昭和52年3月の給料明細書に出勤日数は8日と記載されているが、在職中に2日ほどの休日があったと思うので、同年3月5日から同年3月15日までは、E市F区のA社においてK職として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答を受けが、両社の給与支払明細書をみると、厚生年金保険料が控除されているので、これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に在職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。



したがって、申立期間②については、申立人提出のA社における給料支払明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無く不明であると回答しているものの、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和48年1月初旬から約1か月間、C市、D市又はE市F区に所在していたG社でH業務に従事したと申し立てているところ、申立人提出の賃金計算書に記載されている電話番号は、当時、E市I区で使用されていたことが判明したため、社会保険事務所における事業所整理記号簿を調査した結果、同市I区において、申立期間当時にG社(現在は、J社)という適用事業所が確認できた上、J社は、「申立人提出の賃金計算書の様式は、当時、当社が使用していたものと一致している」と陳述していることなどから判断すると、申立人は、当時、同市I区に所在したG社に勤務していたものと考えられる

しかしながら、申立人は、G社における賃金計算書(2通)を提出しているところ、J社では、「詳細は不明であるが、通常、社員には氏名を記載した賃金計算書を手渡していたと考えられること及び記載されている内容等を踏まえると、2通の賃金計算書のうち、申立人の氏名が記載されておらず、諸手当及び控除額等が記載されている賃金計算書については、申立人に対する採用面接時の説明資料(見本)であったと考えられる。また、申立人の氏名が記載されたもう一方の賃金計算書は、申立人の勤務日数は1日のみとなっている上、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できるので、当時、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年3月16日、資格喪失日は19年3月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から同年7月までの期間及び18年11月から19年2月までの期間は70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和18年3月16日から同年8月16日まで  
② 昭和18年11月7日から19年3月21日まで

申立期間①については、A社B工場で勤務していた。私の父も一緒に勤務していたが、父は昭和18年3月16日から厚生年金保険に加入しているが、私の加入日は同年8月16日となっている。私も父と同じ時期に厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間②については、上記事業所で、昭和19年4月1日に出征する10日前ぐらいまでは継続して勤務していた。当時は戦時中で、家で遊んでいられるような状況ではなかった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、A社B工場において、申立人主張のとおり、昭和18年3月16日を資格取得日として払い出されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後の番号で払い出されている複数の同僚も、同日を資格取得日として払い出されている。

そこで、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上

記同僚の被保険者記録を見ると、いずれも昭和18年3月16日付けで資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても同日付けで資格を取得していることが確認できることから判断すると、これら同僚と厚生年金保険被保険者記号番号を連番で払い出されていた申立人も、同日付け(昭和18年3月16日)で資格を取得していたものとするのが相当である。

また、社会保険事務所(当時)では、「当時、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された事項については、後に、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に転記していたと考えられる」旨回答しているところ、上記のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿と厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の資格取得日が一致していないことからみて、申立人に係る当該記号番号払出簿から、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に転記する際に、資格取得日を誤った日付で記載されたものと推認される。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当時、書替えが行われたものと考えられるところ、当該名簿には申立人に該当する記録は欠落しており、社会保険事務所における記録管理が適切ではなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録(昭和18年8月16日)は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、上記払出簿の記録から同年3月16日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社B工場における同僚の記録から、70円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、A社B工場において、出征する10日前の昭和19年3月20日ごろまで勤務していたと申し立てており、同僚も当時は戦時下であったため、出征の直前まで勤務するのが通例であったと陳述しているところ、申立人提出の軍歴証明資料を見ると、同年4月1日に出征していることが確認できることから、申立人の主張には信憑性<sup>しんぴやうせい</sup>が認められ、申立期間②において在籍していたことが推認される。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、A社B工場における資格喪失日はオンライン記録どおりの昭和18年11月7日となっていることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、社会保険事務所における申立人の記録管理が適切ではなかったことから、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は欠落しているため資格喪失日を確認することができないほか、申立期間①と同様に、事務過誤によって誤った日付が資格喪失日として厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録に

入力された可能性も否定できない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録(昭和18年11月7日)は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は昭和19年3月21日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社B工場における同僚の記録から、70円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月20日に、同社C部門における資格喪失日に係る記録を55年11月1日に訂正し、36年4月の標準報酬月額は2万8,000円、55年10月の標準報酬月額は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月20日から同年5月1日まで  
② 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和31年4月1日から平成4年12月31日までA社で継続して勤務した。しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録では、同社C部門から同社B工場へ異動した昭和36年4月及び同社C部門から同社D工場へ異動した55年10月に厚生年金保険の未加入期間がある。

昭和31年4月の入社から平成4年12月に退職するまで継続して厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社提出の人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社C部門から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C部門（厚生年金保険はA社F工場において適用）から同社B工場への異動発令日は昭和36年4月1日付けとなっているものの、申立人は、同社B工場への赴任日は同年4月20日ごろであったとしていることから、申立人の同社B工場における資格取得日は同年4月20日とすべきであったと考

えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により、オンライン記録どおりの日付で届け出たとしていることから、事業主は、申立人の資格取得日を昭和36年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、E企業年金基金の記録、G健康保険組合の記録及びA社提出の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年11月1日にA社C部門から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和55年9月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により、オンライン記録どおりの日付で届け出たとしている上、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和55年10月1日付けで同社C部門において厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に正社員として入社し、29年6月1日にA社B事業所に異動となったが、30年6月25日まで継続して勤務していた。しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が空白となっている。

A社では、私の在職を証明しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員名簿及び複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和29年6月1日にA社C部門から同社B事業所に異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月1日から48年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年4月1日に、資格喪失日に係る記録を48年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、44年4月から45年9月までは4万5,000円、同年10月から47年12月までは6万円、48年1月から同年8月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から49年4月1日まで

私は、昭和44年4月から49年3月まで、B支店のC事業所長として勤務していた。

厚生年金保険の納付記録を確認したところ、当該期間のすべてについての加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月1日からB支店にC事業所長として勤務し始めた<sup>と申し立てしているところ</sup>、当時のB支店の同僚から、「昭和44年にC事業所を訪ねた時、申立人は既に同所長として勤務していた。」旨の陳述が得られた。

また、申立人は、「前の会社を昭和44年2月末日に退職し、その1か月後に第3子が誕生し、その直後の同年4月1日に入社した。当時、既に3人の子持ちであったため、社会保険に加入できることを確認して入社した」と具体的に申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険加入記録を見ると、申立人は、昭和44年3月1日まではD社における被保険者記録が確認できる上、戸籍謄本によると、申立人主張のとおり、同年\*月\*日誕生の第3子が確認できることなどから、申立人の陳述内容は信憑性が高いと認められる。

さらに、昭和48年8月31日にB支店を退職したとする同僚からは、「私た



ち夫婦が退職した昭和 48 年 8 月末の時点には、申立人はまだ C 事業所長として勤務していた」旨の陳述を得られたことから判断すると、申立人は、少なくとも 44 年 4 月 1 日から 48 年 8 月 31 日までの期間は同社の C 事業所に勤務していたことが推認される。

加えて、申立人と同年代で同質の業務に従事していた D 事業所長、同事業所 E 職及び申立人の部下であった C 事業所 E 職は、いずれも入社後すぐに A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 1 日までの期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社における上記 D 事業所長及び申立人と同年代の同僚の記録から判断すると、昭和 44 年 4 月から 45 年 9 月までは 4 万 5,000 円、同年 10 月から 47 年 12 月までは 6 万円、48 年 1 月から同年 8 月までは 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の 4 度にわたる厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 4 月から 48 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までの期間については、同僚の陳述等によっても申立人の勤務実態を確認することができなかった。

また、A 社は昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、当時の事業主からは回答が得られず、当時の社会保険事務担当者も亡くなっているため、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年10月20日に、資格喪失日に係る記録を48年5月1日に訂正し、41年10月の標準報酬月額を2万円、48年4月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月20日から同年11月1日まで  
② 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、関連会社であるC社からA社B工場に異動した時期であり、申立期間②は同社B工場から同社D工場に異動した時期である。

いずれの期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社B工場に継続して勤務し(昭和41年10月20日に関連会社であるC社からA社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社B工場に継続して勤務し(昭和48年5月1日にA社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得届又は喪失届の記載に誤りがあったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月及び48年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月15日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和40年4月1日から平成15年3月31日まで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和42年3月15日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険に加入していないことになっている。同社での厚生年金保険加入期間に空白期間があることは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社提出の人事記録資料から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年3月15日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和42年4月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日に係る記録を昭和23年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から同年8月16日まで

私は、昭和22年7月1日、A社に入社し、平成元年4月3日に退職するまで継続して同社に勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録において、A社D部門から同社C部門に転勤した昭和23年7月31日から同年8月16日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社発行の社員手帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D部門から同社C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社発行の「通知書」を見ると、昭和23年7月21日付けで同社D部門から同社C部門への転勤が発令されていることが確認できるところ、B社は、「実際の転勤日は、事務引き継ぎを考慮すると昭和23年7月31日と思われる」と陳述していることから、申立人は申立期間において、A社C部門に勤務していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和23年8月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月8日から同年4月1日まで

私は、昭和33年にA社に入社して以来、退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が未加入期間とされていることに納得がいかず、再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和39年3月7日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年3月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和25年3月27日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年5月30日から同年6月12日までの期間及び26年4月19日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を25年6月12日に、資格取得日に係る記録を26年4月19日に訂正し、それぞれの期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月26日から同年4月1日まで  
② 昭和25年5月30日から同年6月12日まで  
③ 昭和26年4月19日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③のそれぞれについて、加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、申立期間①、②及び③について、他社への転籍及び出向の命令は受けていないし、ましてや退職もしていない。私は、A社において継続して勤務していた。厚生年金保険料の給与からの控除についても、同社から支払いを受けていた給与より、申立期間①、②及び③に相当する厚生年金保険料を、控除されていたことに間違いはないと思う。

入社時及び転勤時の事務手続ミスが考えられるので、申立期間①、②及



び③のそれぞれについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、昭和25年3月27日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが記載されているが、オンライン記録では、同年4月1日に資格を取得したとされている。このことにつきG年金事務所は、「オンライン記録として登録する際に、何かの資料があったかもしれないが、現在、資料は残っていない」と陳述している。

また、B社人事部は、「人事記録上、申立人の入社日が昭和25年3月26日であることが確認できるので、申立人の厚生年金保険加入届は、同年3月27日であると考えられる」と陳述している。

これらの状況から、社会保険事務所において事務的過誤が生じ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が誤って記録されたと考えることが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年3月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和25年3月27日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における同年3月の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、雇用保険の記録、B社から提出された人事記録及び在籍証明書などから判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（申立期間②は、A社本社から同社F工場に異動、申立期間③は、同社F工場から同社C工場に異動し、同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②に係る異動日については、B社から提出された人事記録から判断すると、申立人が昭和25年6月10日にA社本社D部門から同社F工場に異動していたことが確認できることから、同社本社における申立人の資格喪失日を、同年6月12日とすることが妥当である。

また、申立期間③に係る異動日については、B社から提出された人事記録から判断すると、申立人が昭和26年1月8日にA社F工場から同社C工場に異動し、その後同年6月9日に同社本社E部門に異動していたことが確認できるが、B社人事部は、「当社C工場在勤期間における申立人の給与については、同社本社で支払い、保険料も控除していた」と陳述していることから、A社本社における申立人の資格取得日を同年4月19日とすることが妥当である。

さらに、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社本社にお

ける昭和 25 年 4 月及び 26 年 6 月の社会保険事務所の記録から、それぞれ 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 28 日から同年 12 月 3 日まで  
② 昭和 29 年 1 月 11 日から 36 年 1 月 31 日まで

私が 63 歳になり年金受給手続時に、社会保険事務所(当時)で年金記録を調べてもらった際に、昭和 28 年から 36 年にかけて勤務していたA社B工場の厚生年金保険加入記録について、脱退手当金を支払済みだと初めて教えてもらい受け取った記憶が無いので、その後数回、社会保険事務所に行き調べてもらったが、5回目ぐらいに行った時、退職1年後に支払ったと言われた。

私は脱退手当金の給付制度自体知らなかったし、脱退手当金が支給された当時はE県に住んでおり、土地勘も無く社会保険事務所がどこにあったか知らない状況だった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金の請求手続をした記憶が無いことから、脱退手当金を受給していないとしている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間の脱退手当金は、申立人がA社B工場を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 36 年 1 月 31 日から約 1 年 1 か月後の 37 年 2 月 23 日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間直後に勤務していたC社D工場における厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期

間のうち、申立人が支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金支給決定日の約2か月前（昭和36年12月）に国民年金に加入し、未請求期間となっているC社D工場における厚生年金保険被保険者期間の直後である昭和36年6月にさかのぼって国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、その後48年12月まで国民年金保険料の未納が無いことを踏まえると、当時、脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年5月から15年3月までの期間は18万円、同年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月から19年6月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成15年8月31日に支給された賞与において、6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月20日から19年7月1日まで  
② 平成15年8月31日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額が実際に支払われた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給料明細書を提出するので、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年5月から15年3月までの期間は18万円、同年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月から19年6月までの期間は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、給料明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立人は、平成15年8月31日に支給された賞与において、6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所及び健康保険組合に記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないほか、事業主が保管する申立期間の一部に係る算定基礎届において事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていることが確認できることから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、また、賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年1月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から27年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いとの回答をもらった。私は、B社に昭和18年4月1日に入社し、申立期間も含め27年1月20日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び依願解職の辞令並びに同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書及び申立期間当時に被保険者記録のある複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、現存するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（事業所記号：記号B）によると、同社が適用事業所となった日は昭和28年10月1日となっているが、当該日はA社がC健康保険組合から分離し政府管掌健康保険へ変更するに伴い、新たに事業所記号を「記号B」とし、新規適用日を同日として新たに作成した結果であることが確認できる。同社はそれ以前の申立期間当時、既に別の事業所記号「記号C」により適用事業所となっており、オンライ

ン記録によると、複数の同僚が当該適用事業所「記号C」において厚生年金保険に加入していることが確認でき、これらの同僚は、「申立人も同様に扱われていたはずなのに記録が無いのはおかしい」旨を陳述しているところ、当該「記号C」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、社会保険事務所では見当たらないとしており、その記録を確認することができないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年1月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は8,000円である一方、控除額に見合う標準報酬月額は3,000円であるが、上記のとおり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保存されていないため、事業主がいずれの額で届出をしたかを推認することは困難であることから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和27年4月にA社に入社し、58年3月末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社C支店から同社本店に転勤した時期の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍期間証明書及び同社保管の発令記録等から判断すると、申立人は、申立期間を含めて継続してA社に勤務し（昭和28年11月30日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和28年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年5月1日）及び資格取得日（昭和38年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から38年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和36年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年5月1日に同資格を喪失後、38年2月1日に同社において同資格を再取得しており、37年5月から38年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、A社はB社の子会社であるC社から資金援助を受けており、毎月、同社に試算表及び経費明細表を提出していた。社員の給料についても、いい加減なことをしていたら、資金援助が受けられないので、厚生年金保険料は毎月きちんと控除していた」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年5月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日は62万円、17年12月8日は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日  
② 平成17年12月8日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳により、申立人は、平成16年12月6日は62万円、17年12月8日は59万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の平成20年3月31日現在の決算内訳書において、16年12月6日及び17年12月8日の賞与から控除した厚生年金保険料が預り金勘定の期末残高として計上されていることが確認でき、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日及び17年12月8日は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日  
② 平成17年12月8日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳により、申立人は、平成16年12月6日は62万円、17年12月8日は62万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の平成20年3月31日現在の決算内訳書において、16年12月6日及び17年12月8日の賞与から控除した厚生年金保険料が預り金勘定の期末残高として計上されていることが確認でき、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日は30万円、17年12月8日は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日  
② 平成17年12月8日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳により、申立人は、平成16年12月6日は30万円、17年12月8日は32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の平成20年3月31日現在の決算内訳書において、16年12月6日及び17年12月8日の賞与から控除した厚生年金保険料が預り金勘定の期末残高として計上されていることが確認でき、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日は9万8,000円、17年12月8日は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日  
② 平成17年12月8日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳により、申立人は、平成16年12月6日は9万8,000円、17年12月8日は62万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の平成20年3月31日現在の決算内訳書において、16年12月6日及び17年12月8日の賞与から控除した厚生年金保険料が預り金勘定の期末残高として計上されていることが確認でき、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から61年3月までの期間及び平成6年10月から7年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から61年3月まで  
② 平成6年10月から7年8月まで

私は、昭和46年ごろに、翌年から自宅で店舗を始めるため、夫から収入が増えるので、自身で国民年金に加入するようにと言われ、A市役所に出向き自身で国民年金に加入した。

国民年金に加入後、私は、昭和47年3月ごろから自宅兼店舗に定期的に来る集金人に、国民年金保険料の納付を始め、小さな領収書を受け取り、その後、半年ほどして自宅に国民年金手帳が送付されてきた。

また、時期は定かではないが、自宅に納付書が毎月送付されるようになり、私は銀行で保険料を納付するようになった(申立期間①)。

私は、60歳になる前、自身の厚生年金保険の年金受給相談のために社会保険事務所(当時)に行った際、国民年金についても相談し、60歳の期間満了後も引き続き高齢任意加入することを考えて、A市役所に出向き高齢任意加入の手続を行い、保険料を毎月銀行口座から振替納付した(申立期間②)。

未納と記録されている申立期間①及び②について、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和46年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、47年3月から集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された被保険者の資格取得日から、早くても昭和62年2月以降に払い出さ



れたものと推認される上、申立人に係るA市の国民年金被保険者検認台帳の公的年金の資格期間確認欄の下に、同年2月付けで、申立人の氏名の記載及び押印がなされていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年2月ごろに行われたものと考えられる。この国民年金の加入時点において、申立期間①の保険料は現年度納付できない。

また、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和61年4月1日付けであることが、申立人に係るオンライン記録、市の被保険者検認台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の加入記録欄に記載されており、申立人は、申立期間①当時、国民年金の未加入期間であったことが確認できることから、国民年金の未加入者は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の年金受給に関する相談のため社会保険事務所を訪れた時に、国民年金の高齢任意加入の説明を受け、自身が60歳に到達した平成6年\*月に高齢任意加入手続を市役所で行ったと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人は60歳到達に伴い国民年金被保険者資格を喪失した上、平成7年9月19日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳により確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、制度上、加入日より前月の未加入期間の保険料を納付することはできないことから、申立人は、申立期間②の保険料を納付することができない。

また、A市では、当時、国民年金の加入手続の際、加入当月分の納付書を発行していたとしているところ、申立人は、上述の国民年金資格の取得日と同日付けの発行日付が記載された申立期間②直後の平成7年9月の国民年金保険料納入通知書兼保険料領収証書を所持していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和53年12月末に会社を退職したので、54年1月に妻と一緒にA市役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。

加入時に、私が昭和54年1月の国民年金保険料を市役所の窓口で納付した記憶があり、同年2月以降の保険料については妻が毎月納付書を使用して納付してくれていたと思う。

国民年金加入後の保険料は完納していると思っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が、未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に国民年金に加入し、同年1月の国民年金保険料は、加入時に自身が市役所窓口で納付し、同年2月以降の保険料は妻が納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村窓口では納付することはできない。

また、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和54年2月以降の保険料を納付したとする申立人の妻は、過去の保険料をさかのぼって納付したかどうか記憶が定かでないとしている上、申立人からは、病気のため事情をうかがうことができず、当時の国民年金への加入状況、申立期間当初の保険料の納付状況等の詳細は不明で

ある。

加えて、申立人又はその妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで

私は、大学を卒業するころ、母から、それまでの国民年金保険料をきちんと納付していたと聞いており、私がまだ学生の20歳ごろに、両親のどちらかが私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を両親の保険料と一緒に金融機関で納付してくれていたと思う。

自分には国民年金の未納期間は無いと思っていたが、納付記録を確認したところ両親が納付してくれていたはずの申立期間が未納と記録されており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳であった昭和39年ごろに両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後に払い出された手帳記号番号の被保険者の資格取得日から、早くても昭和41年1月以降に払い出されたことが推認される。この手帳記号番号が払い出された時期において、申立期間のうち、一部の期間は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村において納付できない上、当時のA市の広報紙を見ると、当時、同市では印紙検認による保険料の収納を行っていたとされており、現年度保険料についても金融機関では納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人

の保険料を納付したとするその両親は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

昭和39年ごろ、養母が自宅に来た自治会の区長に私の国民年金の加入手続を行い、それ以降の私の国民年金保険料は、養母が集金に来た同区長に養父母の保険料と一緒に納付してくれたと思う。

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、すべて養母が行ってくれたので詳しいことは覚えていないが、申立期間について一緒に納付してくれたと思う養父母の保険料は納付済みとなっているので、私の納付記録をもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに養母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和41年7月1日発行と記載されている上、申立人自身も養母からこれ以前の国民年金手帳を受領した記憶は無いとしていることから、申立人の国民年金の加入手続はこのころに行われたものと推認される。この加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村からの委託を受けて集金を行う納付組合の集金人に保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立人の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人

の保険料を納付したとするその養母は、高齢のため、当時の保険料の納付状況について記憶が無いとしており、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の養母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年8月まで

昭和44年6月に会社を退職した後、同年9月にA市で国民年金に加入した。しかし、申立期間当時は国民年金手帳は持っていなかった。保険料は市役所から納付書が送られてきたので、その納付書を使って銀行から納付した。申立期間の保険料額は、始めのころは、月額160円、すぐに180円、そして終わりごろは360円になった。48年9月にB市に引っ越した後、50年11月に国民年金に任意加入して年金手帳をもらった。この手帳を現在も所持している。

申立期間の保険料は納付書を使って納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に加入して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格の記録を見ると、オンライン記録及びB市の記録を見ても昭和50年11月18日に任意加入したことが確認できるが、申立期間に国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金未加入期間であり保険料を納付することはできない。また、申立人所持の年金手帳も同年11月18日に任意加入となっており、オンライン記録及びB市の記録と符合する。

また、申立人は、申立期間の保険料は市から送られて来た納付書を使って納付したとしているが、A市の保険料の収納が納付書方式に変更になったのは、昭和47年7月からであり、申立期間のうち、44年9月から47年6月までの保険料の納付は印紙検認方式であり陳述とは符合しない。



さらに、申立人は、申立期間の保険料月額が 160 円から 360 円までであったとしているが、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月から 45 年 6 月までの保険料は月額 250 円、同年 7 月から 47 年 6 月までの保険料は月額 450 円、同年 7 月から 48 年 8 月までの保険料は月額 550 円で一致しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年6月まで

学校を卒業後、A市の会社に就職したが、入社後2年2か月で会社が倒産したので、田舎のB県C市に帰ったところ、会社の事務係の人から厚生年金保険が切れるので国民年金に加入するように通知をもらった。当時は若く、年金について理解できなかったため、父に相談したところ、父が国民年金の加入手続をした。申立期間当時は月10日ほどアルバイトに行き、アルバイト代から国民年金保険料の分として父に毎月2,000円を渡していた。しかし、既に父が亡くなっているためどのように納付していたかは分からない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格の記録を見ると、オンライン記録から、平成15年7月に強制加入していることが確認できる。この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料として毎月2,000円を父親に渡し、父親が保険料を納付していたと陳述しているが、申立期間の保険料は月額100円であり一致しない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の具体的な納付状況が不明であるほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年4月までの期間、38年11月から39年2月までの期間、44年2月から45年3月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月から37年4月まで  
② 昭和38年11月から39年2月まで  
③ 昭和44年2月から45年3月まで  
④ 昭和45年11月から54年3月まで

私は、昭和55年ごろ、市役所の国民年金担当者より「このままでは65歳になった時に満額は受け取れませんよ」と言われ、A社会保険事務所(当時)に勤めていた友人に調べてもらったところ、やはり市役所で言われたとおりだと分かったので、改めて市役所に相談に行った。

現在、特例納付制度があるので、経済的に余裕があれば未納分をさかのぼって納付することを勧められ、分納でもいいということだったので、その場で端数分を現金納付し、残りは1回が10万円になるように納付書を依頼した。後日、郵送で納付書が届き3回から4回ぐらいで納付したと記憶している。

私が市役所に相談に行ったすぐ後に、妻も特例納付の相談に行き、同じように納付書を作ってもらった。妻の保険料は10万円から20万円だったと記憶している。

分割してもらった私の保険料と妻の保険料を毎月妻に渡し、妻が銀行から納めていた。妻が付けていた家計簿には納付した一部の記録が残っており、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で特例納付を勧められ、特例納付の保険料額の端数分は市役所窓口で現金納付し、残りは1回が10万円になるように依頼した納付書で3回から4回納付した。一緒に特例納付した申立人の妻の保険料額は10万円

から 20 万円だったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、B市の被保険者名簿から、昭和 55 年 1 月 24 日であることが確認できる。この時期は第 3 回特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで）であることから、この時点で申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により、さかのぼって納付することは可能であるが、その場合の保険料額は、申立期間①、②及び③並びに④のうち、46 年 11 月から 51 年 12 月までの期間の特例納付の保険料額は 40 万 4,000 円となり、52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間の過年度納付の保険料額 6 万 3,360 円を合わせると 46 万 7,360 円となる上、申立人の妻も特例納付したとすると夫婦二人分で 82 万 6,720 円となることから、市役所窓口で特例納付の保険料の端数分を現金納付した残りを 10 万円ずつ 3 回から 4 回で納付し、妻の特例納付の保険料を 10 万円から 20 万円納付したとする申立てと一致しない。また、市では、特例納付の保険料を取り扱っておらず、市役所窓口で特例納付の保険料を納付したとする申立てと符合しない。

また、申立人の納付記録を見ると、特殊台帳から、申立期間④に続く昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの保険料は、55 年 11 月に過年度納付していることが確認でき、昭和 54 年度の欄には「55 催」の印が確認できることから、催告を受けて過年度納付したと考えられるが、過年度納付を行った時点では、特例納付実施期間を過ぎていることから申立期間の保険料を特例納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料の納付の記録の一部だと主張する家計簿に記載された納付年月日（昭和 55 年 11 月 6 日）及び金額（2 万 6,400 円）は昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの保険料を過年度納付した年月日及び納付金額と一致しており、申立期間の保険料を納付したことを示すものとみることができない。

加えて、申立人の妻の住所変更記録を見ると、B市の被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人の妻の実家のある C 県 D 市から B 市に国民年金の住所変更したのは、昭和 56 年 8 月 20 日であることが確認でき、この時期は特例納付実施期間を過ぎていることから、申立期間の保険料を特例納付することはできず、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする陳述と符合しない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶は定かではなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から54年3月まで

私は、60歳になり社会保険事務所（当時）に年金の受給手続きに行ったところ、国民年金保険料を納付していない期間があり、受給額が少ないので60歳から65歳まで保険料を納めるように勧められた。

以前、社会保険事務所に勤める夫の友人から特例納付を勧められて、1回2万2,000円から2万3,000円を4回ぐらい市役所で納付したことがある。これで、60歳まで納付すれば満額受給できると聞いたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に勤める夫の友人から特例納付を勧められ、1回2万2,000円から2万3,000円を4回ぐらい納付したと申し立てている。

そこで、申立人の住所変更記録を見ると、A市の被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人の実家のあるB県C市からA市に国民年金の住所変更手続きをしたのは、昭和56年8月20日であることが確認でき、この時期は、特例納付実施期間を過ぎていることから申立期間の保険料をA市で特例納付することはできない上、市では特例納付の保険料を取り扱っていないことから、市役所で特例納付の保険料を納付したとする申立てと符合しない。

また、申立人の保険料の納付記録を見ると、特殊台帳から、申立期間に続く昭和54年4月から55年3月までの期間及び同年4月から56年3月までの期間の保険料を同年10月と57年6月にそれぞれ過年度納付していることが確認できるが、過年度納付を行った時点は、特例納付実施期間ではないため申立期間の保険料を特例納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を特例納付したとすると、昭和45年11月から

51年12月までの特例納付の保険料額は29万6,000円となり、52年1月から54年3月までの過年度納付保険料額6万3,360円を合わせると、35万9,360円となり、1回2万2,000円から2万3,000円を4回ぐらい納付したとする陳述と一致しない。

加えて、申立人の所持する家計簿を見ても、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる記録は見当たらない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、40年4月から41年3月までの期間、45年4月から47年3月までの期間及び52年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで  
③ 昭和45年4月から47年3月まで  
④ 昭和52年12月から平成元年3月まで

私は、昭和30年にA県からB市に転入し、C事業所とD事業所を掛け持ちの形でE職として働いてきた。この間、私自身は国民年金の保険料を納めたことはないが、それぞれの事業所が給料から天引きして国民年金の保険料を納付していたと思う。年金手帳は3冊持っていたが、住宅建て替えてF市に移転したときに紛失した。私はいつも仕事で外に出ていたから、もしかして私の妻が申立期間の私の保険料を納付していたかも知れない。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料につき、自らは納付したことはないが、当時E職として働いていた事業所が給料から天引きして納付したか、申立人の妻が納付したと申し立てている。

そこで、市の国民年金保険料の収納に係る取扱いを確認すると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から49年ぐらまでは国民年金手帳に検認印を押す印紙検認方式、その後は被保険者宛に発行・送付された納付書により指定金融機関で納付する納付書方式であったとしており、いずれの場合においても、給料からの天引きにより保険料を納付していたとの申立人の陳述と符合しない。



また、申立人の妻の保険料の納付記録を見ると、昭和36年4月から厚生年金保険加入前の47年7月までは、申立期間①、②及び③を含んで申立人と同じ記録であることに加え、申立人の妻には、保険料を納付する時は一緒に夫婦二人分を納付するので、自らの保険料は納付せず、申立人の保険料だけを納付することはないとの陳述があり、これらのことを踏まえると、妻が申立期間①、②及び③に係る申立人の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間④についてみると、申立人の妻は、当該申立期間の最初から昭和57年3月までは保険料を納付済みであるとともに、昭和53年度、54年度及び55年度の4月から12月までは現年度納付であることが特殊台帳から確認できる。一方、申立人は、これらの年度について、それぞれ催告されていることが特殊台帳から確認でき、この当時、申立人及びその妻は納付行動を異にしていたものと推定できる上、当該申立期間のうち昭和57年4月以降は、妻も69か月にわたり未納となっていることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立期間は4期間、合計184か月に及び、これだけ長きにわたり、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

その上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みを含め申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4155 (事案 3006 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年5月まで

私は、20歳になる昭和41年の成人式の後、区役所の出張所で国民健康保険と国民年金に加入して保険料を納めてきた。それなのに未納となっていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。その理由が区役所の名簿等が存在しないことをもって判断されているので、私はこの審議結果がきちんとなされたものなのか不審に思っている。再調査をお願いします。納付したことは間違いありません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時居住していた住所を管轄する社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月27日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今般の再申立に当たり、申立人は審議が適正になされていないと主張するのみで、新たな資料の提供も無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年3月まで

私は、結婚した昭和39年2月ごろ、義父に国民年金の加入手続をしてもらい、以後継続して自治会の集金人に家族4人分の保険料を夫婦で協力して納めてきた。それなのに同居していた義父、義母及び夫が納付済みで私の分だけ未納とされているのはおかしい。加入手続については義父にすべて任せていたので、加入時期及び加入場所など詳しいことは分からないが、保険料は私が義父から4人分の現金を受けとって、夫婦のどちらかが納め、当時の保険料は男性が150円、女性が100円ということを知っている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入時以後の家族4人分の保険料を申立人及びその夫が定期的に集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和40年4月30日に払出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、39年3月以前は過年度納付期間となり、現年度保険料の収納しか行っていなかった集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、一緒に納めたとする申立人の夫、義父及び義母の保険料の納付日をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されるより前の、昭和39年1月20日以降、40年1月14日までの間の同一日に、現年度納付されていることが市の被保険者台帳の記録から確認でき、この間の保険料を家族3名分と一緒に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に係る市の被保険者台帳を見ると、手帳記号番号払出年度に

当たる昭和 40 年度から検認記録欄が作成されているとともに、納付済みの記録が確認でき、申立人自身、申立期間の保険料について、まとめて納付したり、さかのぼって納付した記憶は無いと陳述している点を踏まえると、集金人に対する申立人を含む家族 4 人分の保険料の納付は、申立期間直後の同年度から開始したものと推定できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年12月までの期間、60年1月から同年9月までの期間及び62年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年12月まで  
② 昭和60年1月から同年9月まで  
③ 昭和62年4月から同年11月まで

会社を辞めて2年余り経過後の昭和46年初めごろに、市役所から私に通知が来たので年金係に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続をした。その時に申立期間①の保険料金額を教えてもらい、後日、夫婦二人分の保険料を年金係に一括で納付した。金額は忘れてしまったし、領収書も紛失してしまった。

申立期間②及び③についても、はっきりとは覚えていないが、集金に来ていた婦人会の役員に、妻が夫婦二人分の保険料を納めてくれた。金額は月額1万円ぐらいだったと聞いている。

3つの申立期間とも、間違いなく納付しているはずなので、納付の事実を認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年初めごろに夫婦二人の加入手続をし、後日、申立期間①の夫婦二人分の保険料を一括で市役所に納付し、申立期間②及び③についても集金に来ていた婦人会の役員に夫婦二人分を継続して納めたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人夫婦の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和48年7月3日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、同年4月から同年6月までの保険料は同年6月に現年度納付していることが同払出簿及び市の被保険

者名簿の記録から確認できることから、同年6月ごろに加入手続がなされたものと推定できる。この場合、加入手続時点では、申立期間①については、既に時効が成立し、保険料を納めることはできない上、46年初めごろに加入手続をしたとの申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立期間①に後続する27か月の保険料を昭和48年6月29日に過年度納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、この期間の納付と錯誤している可能性も否定できない。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の納付記録を見ると、この期間直後の6か月の保険料を昭和62年11月に過年度納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、当時は、集金に来ていた婦人会の役員に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。なお、この過年度納付時点では、申立期間②は時効が完成している。

続いて、申立期間③についてみると、申立人夫婦に対する過年度納付書が平成元年7月に作成されており、その対象期間と考えられる昭和62年度及び63年度のうち、申立期間以外については現年度納付されていることが妻のオンライン記録から確認できることから、この納付書は申立期間③に係るものであると考えられ、この間の保険料を婦人会の役員に集金で現年度納付したとの陳述とは符合しない。

さらに、申立期間①、②及び③については、一緒に夫婦二人分を納付したとする申立人の妻の納付記録も同様に未納となっているほか、これら申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年12月までの期間、60年1月から同年9月までの期間及び62年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年12月まで  
② 昭和60年1月から同年9月まで  
③ 昭和62年4月から同年11月まで

会社を辞めて2年余り後の昭和46年初めごろに、夫に市役所から通知が来たので年金係に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続をした。その時に申立期間①の保険料額を教えてもらい、後日、夫が夫婦二人分の保険料を市役所に一括で納付した。金額は忘れてしまったし、領収書も紛失してしまった。

申立期間②及び③についても、はっきりとは覚えていないが、集金に来ていた婦人会の役員に、私が夫婦二人分の保険料を納めた。金額は月額1万円ぐらいだったと記憶している。

3つの申立期間とも、間違いなく納付しているはずなので、納付の事実を認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年初めごろに夫婦二人の加入手続をし、後日、申立期間①の夫婦二人分の保険料を一括で市役所に納付し、申立期間②及び③についても集金に来ていた婦人会の役員に夫婦二人分を継続して納めたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人夫婦の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和48年7月3日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、同年4月から同年6月までの保険料は同年6月に現年度納付していることが同払出簿及び市の被保険者名簿の記録から確認できることから、同年6月ごろに加入手続がなされたも

のと推定できる。この場合、加入手続時点では、申立期間①については、既に時効が成立し、保険料を納めることはできない上、46年初めごろに加入手続をしたとの申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立期間①に後続する27か月の保険料を昭和48年6月29日に過年度納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、この期間の納付と錯誤している可能性も否定できない。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の納付記録を見ると、この期間直後の6か月の保険料を昭和62年11月に過年度納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、当時は、集金に来ていた婦人会の役員に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。なお、この過年度納付時点では、申立期間②は時効が完成している。

続いて、申立期間③についてみると、申立人夫婦に対する過年度納付書が平成元年7月に作成されており、その対象期間と考えられる昭和62年度及び63年度のうち、申立期間以外については現年度納付されていることが申立人のオンライン記録から確認できることから、この納付書は申立期間③に係るものであると考えられ、この間の保険料を婦人会の役員に集金で現年度納付したとの陳述とは符合しない。

さらに、申立期間①、②及び③については、一緒に夫婦二人分を納付したとする申立人の夫の納付記録も同様に未納となっているほか、これら申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、42年4月から43年3月までの期間、同年5月から44年5月までの期間、並びに46年2月及び同年3月に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和42年4月から43年3月まで  
③ 昭和43年5月から44年5月まで  
④ 昭和46年2月及び同年3月

時期は恐らく昭和46年ごろであったと思うが、私は、夫が私の国民年金保険料について、「市役所に行って来た。年金をさかのぼって納めてきた」と言ったのを聞き、「これで年金は安心だ」と思ったことを記憶している。

夫にすべて任せていたので、納付金額及び納付方法など、詳しいことは分からないが、夫が「納付した」と言った時期以前の国民年金の加入期間に未納があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、附則18条に基づく特例納付実施期間の最終月であった昭和50年12月22日に夫と同日付けで国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

そこで、申立人の納付記録をみると、加入手続直後に、当該特例、過年度及び現年度納付の組合わせにより、申立期間④に後続する48か月の保険料をまとめて納付（うち、特例納付21か月）していることが特殊台帳から確認できるとともに、加入手続時点において既に39歳に達していた申立人は、この<sup>そきゅう</sup>遡及納付を行うことによって、初めて、60歳到達時に、老齢年金の受給資格である300か月ちょうどの納付期間が確保できる状況であった。

また、申立人から提出を受けた、申立人の国民年金保険料の領収証書の写し

を見ると、申立期間④に後続する 48 か月の期間及びその期間に対応する保険料額の記載が確認でき、これは特殊台帳の記載と符合するほか、同時に提出された申立人の夫の国民年金保険料の領収証書の写しの記載を見ても、期間及び保険料額について、特殊台帳の記載と符合することが確認できる。

さらに、市では、当時、受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が当時の広報誌からうかがえる。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況に鑑<sup>かんが</sup>みると、申立人の夫は、受給権の確保からなされた行政側の納付勧奨を受け、納付記録が確認できる昭和 46 年 4 月までさかのぼって申立人の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人本人は保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人と同日付けで国民年金手帳記号番号の払出しを受けた申立人の夫についてみると、払出時点では、その資格記録から既に老齢年金の受給権確保は不可能であったものの、通算老齢年金については受給権を確保できる余地があったことから、昭和 43 年 5 月から 47 年 12 月までの 56 か月の保険料を特例納付（後に厚生年金保険加入が判明した 20 か月分は還付）していることが特殊台帳から確認できる。また、その夫の資格記録をみると、平成 3 年 9 月に、当初、昭和 43 年 5 月 12 日付け強制加入とされていたものが同年 5 月 1 日に、また、厚生年金保険加入期間が判明したことに伴い、44 年 6 月 2 日付け資格の喪失、46 年 2 月 16 日付け資格の再取得に資格記録が訂正処理されていることがオンライン記録から確認できることから、特例納付時点では、行政側は、夫の厚生年金保険加入期間について正確に把握できていなかったものと考えられ、当時、特例納付が可能であると認識していた強制加入期間すべてについて、納付勧奨を行ったものと推定できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、A市B区役所から国民年金保険料の納付案内が来たので、昭和36年4月から数年分の保険料として、夫婦二人分で70数万円を、私が直接同区役所の窓口で一括して納付した。現在所持している当時の国民年金手帳の資格取得欄に同年4月1日と記載されているのがその証明である。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において、厚生年金保険などのほかの公的年金制度に加入していない満20歳以上の者（国民年金の任意加入対象者等を除く。）は、その加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した同年4月1日に、国民年金の強制加入被保険者の資格を取得するものとされていることから、資格取得日は、保険料の納付根拠を示すものではないことは明らかである。

そこで、申立人の所持する1冊目の国民年金手帳を見ると、A市B区において昭和37年7月24日付けで発行されている上、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の妻と連番であることから、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、それぞれ国民年金制度が発足した36年4月1日まで期間をさかのぼって国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる。しかも、A市における国民年金保険料の納付方法は、48年3月まで国民年金手帳に印紙を貼付する手帳検認方式であるが、申立人の所持する2冊の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和36年度以降のすべての年度にわたり、保険料を納付したことを示す検認印が認められない

上、右側の印紙検認台紙が白紙のまま切り取られずに残っていることが確認できることから、いずれの手帳によっても、申立人が申立期間を含め国民年金保険料を納付したことの証明にはなり得ないものと考えられる。

また、大正15年\*月生まれである申立人が、国民年金の老齢給付を受けるためには、21年以上の保険料の納付済期間等が必要とされる場所、申立人に係る特殊台帳を見ると、第2回目の特例納付の際に未納期間の保険料に対し納付勧奨を行ったことを示す「附則18条納付勧奨」のゴム印が昭和39年度の納付記録欄の下等に押されていることが確認できるほか、当該特例納付の実施期間中である昭和50年12月2日に、申立期間直後の39年9月から47年12月までの100か月の保険料をさかのぼって一括特例納付していることが具体的に記録されており、それ以降60歳期間満了までの保険料を完納したことにより、保険料の納付済期間が合計で21年9か月となり、申立人の年金受給資格期間を最低限確保していることが分かる。その上、申立人の妻についても、申立人と同様、申立期間直後の39年9月から60歳期間満了までの保険料を完納し、保険料の納付済期間の合計を17年8か月とすることで、大正11年5月生まれの妻の年金受給資格期間である17年を最低限確保していることなどを踏まえると、これらの納付記録自体に特段不合理な点は認められない上、申立人が区役所からの保険料の納付案内により、区役所窓口で一括して納付したとする夫婦二人分の保険料は、当該特例納付の保険料であったものと考えられ、その目的は、申立人及びその妻共に年金受給資格期間を最低限確保することにあつたものとみても不自然ではない。

さらに、申立人は、区役所窓口で一括して納付した夫婦二人分の保険料額を70数万円と申し立てているが、上記特例納付に係る夫婦二人分の保険料額は18万円であり、これに夫婦二人分の申立期間の保険料を特例納付した場合の金額を合算しても25万3,800円にしかならず、いずれも申立人の記憶とは大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから、この申立てによる納付金額からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる根拠を見いだすことができないものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの期間及び63年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から61年3月まで  
② 昭和63年4月から同年8月まで

申立期間①について、私は、昭和60年10月末にA社を退職後、社会保険事務所(当時)であったのか区役所であったのか、場所はよく覚えていないが、妻と一緒に夫婦二人分の国民年金に関する手続を行った。その際、妻の年金手帳には国民年金の資格取得日等を記載してもらったが、私の年金手帳には記載されなかったため、窓口の担当者に尋ねたところ、「配偶者の手帳に表示しておけば問題ない」という趣旨のやり取りがあったように記憶している。申立期間①の保険料については、妻が納付済みであり、手続を行った窓口で夫婦二人分を現金で納付したように思う。

申立期間②について、私は、昭和63年3月末にB社を退職後、このときは社会保険事務所へ出向いた記憶が無いので、妻と一緒に区役所で夫婦二人分の国民年金の再加入手続等を行い、保険料は、納付金額は覚えていないが、同様に窓口において夫婦二人分を現金で納付した記憶がある。

申立期間がそれぞれ納付済期間とされていないことは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人がA社に就職し、厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和59年6月25日に国民年金被保険者の資格を喪失して以降、現在まで国民年金被保険者期間が存在しないことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の資格の取得及び喪失の記録とも符合していることから、申立期間①及び②は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、各会社を退職後に、それぞれ妻と一緒に夫婦二人分の国民年金の再加入手続等を行い、申立期間①及び②の夫婦二人分の

保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間①について、申立人の妻は、保険料を納付済みであるが、申立人は、申立期間①を含む昭和 60 年分の確定申告書(控)を所持しており、そこに記載された国民年金保険料の控除額を見ると、納付記録のある妻の同年 1 月から同年 12 月までの一人分の年間保険料額と一致しており、申立人の申立期間①のうち、同年 11 月及び同年 12 月の保険料額が含まれていないことが確認できる。

加えて、申立期間②について、妻のオンライン記録を見ると、平成 9 年 2 月 10 日に第 3 号被保険者に係る特例届出が行われ、当該期間が第 1 号被保険者であることが判明するまで、第 3 号被保険者として記録されていたことが確認できることなどを踏まえると、申立期間②当時において、妻の国民年金に係る切替手続が適切に行われていたとは考え難い。

このほか、申立人夫婦に申立期間①及び②当時における夫婦二人分の国民年金保険料の納付状況について事情を聴取しても、社会保険事務所又は区役所窓口において現金で納付したように思うと陳述する以外に、納付時期及び納付金額等に関する明確な記憶が無いことから、具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人は、申立人の年金手帳に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者期間が記載されていないものの、申立人の妻に係る年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、当該期間に係る資格の取得日及び喪失日が記載され、窓口の担当者から「配偶者の手帳に表示しておけば問題ない」という趣旨のやり取りがあったように記憶していることが、申立人が会社を退職後に、その都度夫婦一緒に国民年金に関する手続を行ったとする根拠の一つと主張しているところ、妻の年金手帳に記載された当該期間に係る資格の取得日及び喪失日前後の筆跡を見ると、昭和 61 年 4 月 1 日の国民年金法改正時における第 3 号被保険者該当届出及び平成 9 年 2 月 10 日に行われた第 3 号被保険者に係る特例届出の際に、それぞれその時点で判明した申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に併せ、妻の当該期間の資格の取得日及び喪失日がさかのぼって記載されたことがうかがえる。

したがって、申立人が記憶する窓口の担当者とのやり取りは、妻の第 3 号被保険者に係る届出の際に、妻の国民年金の資格記録に関して行われた何らかの説明の一部であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年8月まで

私は、夫が昭和63年3月末に会社を退職後、区役所であったと思うが、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金の再加入手続等を行った。保険料については、納付金額は覚えていないが、窓口において夫婦二人分を現金で納付した記憶がある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和63年9月から平成6年12月までの期間について、9年2月10日に第3号被保険者に係る特例届出が行われたことが確認できる上、翌月の同年3月4日に、申立人の配偶者資格記録(厚生年金保険)に基づき、昭和63年4月1日まで期間をさかのぼって、それまでの第3号被保険者の資格を喪失させるとともに、同年9月1日付けで同被保険者の資格を再取得させる処理が行われたことが確認できる。したがって、この資格の取得及び喪失の処理により、初めて申立期間が第1号被保険者期間であることが判明したものと推定され、その時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間である上、申立人が、申立てどおり、夫が昭和63年3月末に会社を退職後、夫と一緒に国民年金の再加入手続等を行い、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦に申立期間当時における夫婦二人分の保険料の納付状況について事情を聴取しても、窓口において現金で納付したと思うと陳述する以外に、納付時期及び納付金額等に関する明確な記憶が無いことから、具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで

私が会社を退職し自営業を始めた昭和44年10月ごろに、妻がA市B区役所で国民健康保険と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が事業関係の支払いもすべて含めて、夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろに、申立人の妻がA市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和49年6月ごろに夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、それぞれ申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した44年10月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることがオンライン記録等により確認できるほか、49年3月にC県D市に住所を異動したことが戸籍の附票により確認できるところ、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳に記載された住所は異動後の住所と一致していることから、夫婦二人の加入手続は、転居後のD市役所において行われたものと考えられる。したがって、加入手続の時期及び場所において申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和49年6月時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であるが、申立人は、保険料の納付状況についてはよく覚えていないと陳述していることから、具体的な納付状況が不明である上、申立人が夫婦二人分の保険

料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間は4年6か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い上、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する手帳検認方式であるが、申立人は、年金手帳に印紙を貼付してもらった記憶は無いと陳述していることなどを踏まえると、夫婦共に、加入手続が行われたとみられるD市において、その時点で現年度納付が可能であった申立期間直後の49年4月の保険料から納付を開始したものとみるのが自然である。

加えて、申立人の妻が、申立てどおり、昭和44年10月にB区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、B区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで

夫が会社を退職し自営業を始めた昭和44年10月ごろに、私がA市B区役所で国民健康保険と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、夫が事業関係の支払いもすべて含めて、夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろに、申立人がA市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和49年6月ごろに夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、それぞれ申立人の夫が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した44年10月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることがオンライン記録等により確認できるほか、49年3月にC県D市に住所を異動したことが戸籍の附票により確認できるところ、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳に記載された住所は異動後の住所と一致していることから、夫婦二人の加入手続は、転居後のD市役所において行われたものと考えられる。したがって、加入手続の時期及び場所において申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和49年6月時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であるが、申立人の夫は、保険料の納付状況についてはよく覚えていないと陳述していることから、具体的な納付状況は不明である上、申立人の保険料を一緒に

に納付していたとする夫も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間は4年6か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い上、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する手帳検認方式であるが、申立人の夫は、年金手帳に印紙を貼付してもらった記憶は無いと陳述していることなどを踏まえると、夫婦共に、D市役所で加入手続が行われた時点において、現年度納付が可能であった申立期間直後の49年4月の保険料から納付を開始したものとみるのが自然である。

加えて、申立人が、申立てどおり、昭和44年10月にB区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、B区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私は、申立人である亡夫から、国民年金保険料をまじめに納付しており、未納は無いといつも聞かされていた。また、結婚前の申立期間当時は、夫の母が夫の保険料を納付していたと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の結婚前の期間であることから、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当時の事情を知る申立人及びその母親も既に亡くなっているため、申立人に係る国民年金の具体的な加入時期及び納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和44年3月12日に、当時申立人と同居していたとする申立人の従兄弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人及びその従兄弟に係る国民年金の加入手続が一緒に行われたものと推定され、申立人は20歳到達日である41年\*月\*日まで、従兄弟は40年\*月\*日まで、それぞれ期間をさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、一緒に加入手続が行われたとみられる従兄弟についても、資格取得日から申立人と同じ43年3月までの申立期間を含む期間の保険料は未納となっている。

また、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和43年4月から44年3月までの1年間の保険料を同年6月28日にまとめて過年度納

付し、同年4月から納付記録が確認できる48年3月までの保険料を3か月ごとにすべて納付期限内に納付していることが、具体的な納付日とともに記載され、申立人の特殊台帳及びオンライン記録と一致していることなどを踏まえると、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる一方で、これらの納付記録自体にも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を自宅に来る集金人に納付しているはずなのに、申立期間が未納とされているのはおかしいと思う。

もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を集金人に納付しているはずであると申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和47年9月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人及びその夫に係る国民年金の加入手続が一緒に行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の夫婦二人分の保険料を申立人の夫と一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は10年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和47年9月当時において、申立人は既に35歳を超え、申立人の夫も40歳を超えているため、夫婦

共にそれ以降60歳まで保険料を納付しても年金受給資格期間である25年を確保できない状況にあったことがうかがえることから、申立人に加入当時の状況について詳しく事情を聴取したところ、時期は定かでないが、今なら保険料をさかのぼって納付すれば国民年金に加入できるとのことであったので、その時は、夫の保険料だけをさかのぼって納付し、申立人自身の保険料については、あとになって、いくらかさかのぼって納付したような気もすると陳述している上、申立人及びその夫に係る納付記録を見ると、申立人は、申立人が35歳に到達する年度の開始月である申立期間直後の46年4月以降、夫についても、夫が35歳に到達する年度の開始月である41年4月以降が、それぞれ保険料の納付済期間となっていることなどを踏まえると、これらの納付記録自体に特段不合理な点はうかがえず、夫婦共に年金受給資格期間を最低限確保するために、国民年金の加入手続以後の特例納付実施期間中において、それぞれ上記期間までさかのぼって保険料を納付したものとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年12月まで

昭和41年4月30日付けでA社を退職した夫が、直ちに夫自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続をB社会保険事務所(当時)で行うとともに、C区役所にも出向き、私の国民年金の加入手続も行った。

手続後、申立期間の保険料については、送付された納付書により、夫が毎月、郵便局で夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に夫が退職した際に、夫がD市C区役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料については、毎月、郵便局で、夫が納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市E区において、昭和52年6月10日に夫婦連番で払い出されており、また、オンライン記録における申立人の前後の手帳記号番号から、実際の加入手続は同年4月に行われたものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料について、52年4月に過年度納付している事跡が確認できることから、加入手続時点において、さかのぼって納付できる期間の保険料のみ一括して納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、郵便局で納付したと陳述しているところ、当時のD市における保険料の徴収方法は、3か月ごとの印紙検認方式であり、陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったところ、C区において、昭和41年6月1日に特別対策事業により職権で払い出された別の手帳記号番号があるものの、当該手帳記号番号払出簿には「消除」の印が押されており、この手帳記号番号による保険料の納付がうかがえる事跡は認められなかった。

このほか、申立期間は104か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年12月まで

昭和41年4月30日付けでA社を退職し、直ちに自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続をB社会保険事務所(当時)で行うとともに、C区役所にも出向き、妻の国民年金の加入手続も行った。

手続後、申立期間の保険料については、送付された納付書により、自身が毎月、郵便局で夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に勤務先を退職した際に、B社会保険事務所で国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料については、毎月、郵便局で、納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市E区において、昭和52年6月10日に夫婦連番で払い出されており、また、オンライン記録における申立人の前後の手帳記号番号から、実際の加入手続は同年4月に行われたものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料について、52年4月に過年度納付している事跡が確認できることから、加入手続時点において、さかのぼって納付できる期間の保険料のみ一括して納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、郵便局で納付したと陳述しているところ、当時のD市における保険料の徴収方法は、3か月ごとの印紙検認方式であり、陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は104か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年4月まで  
結婚を契機に会社を退職し、厚生年金保険の脱退手当金を受け取った。その時に国民年金に加入すべきだと思い、また、近所の人の勧めもあって、昭和36年4月ごろ区役所で加入手続を行った。  
申立期間の保険料については、自宅に来ていた年配の女性集金人に納付した。保険料を渡すと、集金人は茶色い国民年金手帳の3か月分に丸い印を押してくれていた。  
申立期間が未加入と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと申し立てている。  
しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和42年5月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、44年3月29日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。  
また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。  
さらに、申立期間は73か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。  
加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。  
その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6034 (事案 3293 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 13 日から 42 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 7 月 26 日まで  
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 6 日まで  
④ 昭和 44 年 4 月 14 日から 47 年 4 月 25 日まで

当初の年金記録確認第三者委員会に対する記録訂正の申立てにおいて、申立期間に係る脱退手当金の支給記録については、事業主による代理請求の可能性が否定できないことなどの理由で訂正不要と判断された。

当時、退職時の事務手続はF社A本社で行われていたが、B営業所で勤務していた私には連絡が無かった。また、同社退職後の昭和47年5月にC市からD市へ転居したが、そのことは会社に伝えておらず、郵便物の転送手続も行わなかったため、同年7月に支給決定された脱退手当金の支払通知はD市の新居には届かなかったはずであり、私が脱退手当金を受け取ることは不可能である。

退職後、会社と連絡を取り合ったことも無く、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が否定できないほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月25日付け年金記録の訂正が必要とまではいえないとする通知が行われている。

今回、申立人は、F社のB営業所で勤務していたが、退職時の事務手続はA

本社で行われていたこともあり、脱退手当金に関する手続について何も連絡が無かった旨申し立てしているところ、申立人と同時期に脱退手当金を受給したことが確認できる同僚2人から、「退職時、会社から脱退手当金を受け取るか否かを聞かれ、会社に手続を依頼した。脱退手当金は会社を通じて受け取った」旨の陳述が得られたことを踏まえると、当時、同社では脱退手当金の代理請求を行った上、代理受領も行っていたことがうかがわれる。また、申立人は、脱退手当金の支払通知書が届かなかったはずであると陳述しているところ、事業主が代理受領を行っていたとすれば、申立人に同通知書が届いていなかったとしても支払いの効果に消長をきたすものではない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の4つの申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は昭和47年7月9日に1つの記号番号に重複整理されていることが確認できるところ、脱退手当金はその直後の同年7月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い記号番号の重複整理が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 36 年 11 月 23 日まで  
社会保険事務所(当時)に照会したところA社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を得た。

脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和37年6月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後計11ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した70人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め62人みられ、うち56人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、同一支給日の受給者も散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 18 日から 31 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 31 年 1 月 10 日から 33 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、C社A工場及び同社B工場における厚生年金保険加入期間について、昭和33年8月11日に脱退手当金を受給したことになる。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるC社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年8月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、C社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載されている女性(120人)のうち、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した54人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め44人みられ、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、支給額に計

算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 31 年 10 月 25 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年12月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、保険給付欄には支給金額、支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年4月13日まで  
② 昭和22年6月8日から27年4月1日まで  
③ 昭和27年4月1日から33年4月30日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、A社及びB社に係る厚生年金保険加入記録について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間に係る厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年8月6日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計11ページのうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性84人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め57人みられ、うち53人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見されるほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給

額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から29年5月27日までの期間及び平成5年4月から7年4月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月12日から同年9月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年5月27日まで  
② 昭和32年1月12日から同年9月30日まで  
③ 平成5年4月から7年4月まで

私は、中学校卒業後の昭和27年4月ごろから32年9月末まで、父及び兄とともにA社(現在は、B社)C工場でJ職として勤務していた。

社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和29年5月27日以降の勤務期間については、A社からK業務を請け負っていたD社において厚生年金保険に加入していることになっているが、申立期間に係る被保険者記録が見当たらない。

申立期間において、A社C工場又はD社で厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

社会保険事務所の記録によると、D社L事業所に勤務していた期間(昭和32年1月12日から同年9月30日まで)の標準報酬月額が1万6,000円とされているが、当時2万3,000円の給与を受け取っていた。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支払額に応じた金額に訂正してほしい(申立期間②)。

平成5年4月から7年4月までの期間、E社(現在は、F社)がM県N市で経営していたG店で、住み込み従業員として勤務していた。

社会保険事務所の記録によると、E社勤務期間について厚生年金保険に未加入とされているが、G店の住み込み従業員として勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前に被保険者資格を取得していることが確認できることから、「勤務地は異なっていたが同じJ職の業務に従事していたことから、申立人及びその父親のことはよく覚えている。申立人の父親は私より早くからA社C工場でJ職として働いており、申立人は中学校卒業後すぐに父親の元で働き始めた」旨の陳述が得られたことから、申立人が、A社C工場内で勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社C工場が厚生年金保険適用事業所となったのは申立期間後の昭和30年2月1日であることが確認できる。

また、B社では、「A社C工場が厚生年金保険適用事業所となる前、同工場の従業員は同社本社で被保険者資格を取得させていたと思われる」旨回答しているところ、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人、その父親及び兄の名前は確認できず、申立期間当時の健康保険整理番号にも欠番は見当たらない。

さらに、申立人及びその父親のことを覚えている旨陳述している上記同僚から、「私は、A社H工場で同社の正社員として勤務していたが、当時、同社各工場のJ職の中には請負の者もあり、申立人の父親も請負として働いていた」旨の陳述が得られた。

加えて、申立人、その父親及び兄は、いずれも申立期間において厚生年金保険加入記録は確認できず、昭和29年5月27日に3人同時にD社M営業所において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、上記同僚から、「D社は、元々A社M工場で請負をしていたN社を主体に、一部の請負J職で昭和28年11月ごろに設立された。その後、徐々に各工場の請負J職及び、A社の各工場のJ職社員が移籍して29年5月ごろから本格的に事業を開始した」旨の陳述が得られた。

以上の事情を踏まえると、申立人は、当初、A社C工場において請負として配送業務に従事していた父親の元で同じく請負として勤務していたが、その後、D社に入社し、昭和29年5月27日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、平成20年9月1日にE社を吸収合併したF社の人事担当者から、「申立人は、申立てのG店に平成5年4月24日ごろに入社し、

同年8月10日ごろに退職した」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間の一部期間において申立てのG店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険適用事業所となったのは申立期間後の平成10年7月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「当時、給与明細書は受取っておらず、厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない」旨陳述しているほか、F社では、「当時のE社の事務担当者の所在は不明で連絡がとれない。また、当時の事業主は病気で話ができない」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票等当時の給与を確認できる資料は残っていない旨陳述しており、本人の記憶以外に申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を受け取っていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

また、当該事業所の業務を受け継ぐO社は、申立期間当時の資料が無く、申立人に係る人事記録は確認できない旨回答している上、申立人が記憶していた同僚は、死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳で確認できる申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、私が代表取締役として経営していたA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成 9 年 12 月から 11 年 7 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。

当時、会社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から「会社をつぶしてでも支払え」といった厳しい督促を何度も受けていたが、自ら標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えは無い。

また、賃金台帳で確認できるとおり、当時、私は月に 20 万円の報酬を得ており、標準報酬月額の引下げは社会保険事務所の担当者が私に無断で行ったものと考えられるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、A社に係る厚生年金保険の適用廃止の処理と同時に、平成 9 年 12 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、直近の定時決定(平成 10 年 10 月 1 日)を超えて行われているほか、平成 9 年 12 月の月額変更が新たに追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

さらに、申立人が保管する当時の賃金台帳によると、申立人は、申立期間において毎月 20 万円の報酬を受け取っており、標準報酬月額 20 万円に見合う厚生年金保険料を報酬から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、平成 3 年 4 月

30日から現在まで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「経営判断及び指示はすべて私が行っていた。特に社会保険事務所からの滞納保険料の厳しい支払い督促に対しては、社員に対応を任せられるわけにはいかず、同事務所との連絡及び交渉は私が直接対応していた」旨陳述している。

さらに、申立人は、「社会保険事務所に事業所の全喪届を出したことも、標準報酬月額の変及訂正手続を行った記憶も無い」旨申し立てしているところ、一方で、「社会保険事務所から健康保険及び厚生年金保険の適用をやめるとの連絡を受けたので、従業員全員が国民健康保険に加入した」旨陳述していることから、当時、申立人は、A社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを知っていたと考えるのが相当である。加えて、社会保険事務所が、事業主の届出無しに一方向的に適用の廃止の処理を行うことは考え難い。

以上の事情を踏まえると、代表取締役であった申立人が変及訂正に関与していなかったとは考え難く、当該変及訂正処理に関して、社会保険事務所が代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6041

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月ごろから28年3月ごろまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社B支店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、「A社B支店に総務課は無く、厚生年金保険の手続等は同社C本社で一括して行っていたと思う」としているところ、社会保険事務所においてA社のC本社及び同社B支店について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人の記憶する事業主及び同僚について、その連絡先を特定することができず、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から26年春まで  
② 昭和26年4月から27年春まで  
③ 昭和27年4月から33年11月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社(現在は、B社)に住み込みで勤務した。

申立期間②は、C社(現在は、D社)に勤務した。

申立期間③は、E社(現在は、F社)に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社は、申立期間に係る人事記録等を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務の実態等を確認することはできない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、B社は、「適用事業所ではない申立期間に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは常識的には考えられない」としている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、D社が保管している申立人の人事記録から、申立人が、昭和28年2月11日から29年8月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、G共済組合連合会が保管する組合員記録から、申立人が当該期間において、G共済組合員であったことが認められ、同連合会は、申立人自身が昭

和 29 年 8 月 31 日付けで提出した「一時金請求書」を保管している。

なお、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 1 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、F 社が保管している申立人の人事記録から、申立人が、昭和 29 年 11 月 16 日から 33 年 11 月 20 日まで F 社に勤務していたことが認められる。

しかし、G 共済組合連合会が保管する組合員記録から、申立人が当該期間において、G 共済組合員であったことが認められ、同連合会は、申立人自身が昭和 33 年 12 月 9 日付けで提出した「一時金請求書」を保管している。

なお、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 1 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月ごろから 34 年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「昭和 34 年度 B 協会名簿」において、A社の社員として申立人の名前が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できないが、現在の事業主は「当社は、申立期間当時は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、申立人の給与から保険料を控除していたとは考え難い」と回答している。

さらに、前述の「協会名簿」によれば、昭和 34 年当時のA社の従業員数は申立人を除くと 4 人であり、当該 4 人について、申立人は、「4 人とも出向社員として同社で勤務していた」としているところ、当該 4 人に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、4 人とも申立期間においては出向元と考えられる事業所において被保険者記録が有ることから、当該 4 人の出向元についても調査したが、申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月から 25 年 10 月までのうち数か月間  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、  
申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務  
したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

また、A社は、平成5年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、同社に係る商業登記の記録から、申立期間後に取締役であったことが確認できる者に照会を行ったが、回答を得ることができなかったことから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 6045

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 12 月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、A社B支店の従業員は、すべて正社員であり、臨時社員はいなかった」としているところ、複数の同僚は、「申立期間当時、A社B支店の従業員には、正社員と臨時社員の2種類があり、厚生年金保険に加入するためには、社内で行われる本採用試験に合格して正社員にならなければならなかった」と陳述しており、申立人は、「申立期間当時、本採用試験が実施されていたことは知らないし、受験もしていない」としていることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかった臨時社員であったと考えられる。

また、申立人がほぼ同時期に入社したとしている別の同僚は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から44年6月1日まで

私は、A社に昭和37年11月1日に入社し、その後、社名はB社、C社及びB社へと変遷したが、53年1月31日までD工場の責任者としてE市の同じ工場で継続して勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間も同じ工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和40年3月26日から43年7月1日までの期間はB社に在籍していたものと推認される。

しかしながら、B社は、昭和40年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、43年7月1日までは同社での在籍が推認されるものの、適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、B社は昭和43年6月\*日に解散しており、当時の事業主及び役員から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、昭和44年6月1日付けでC社において厚生年金保険の資格を取得しているところ、前の会社(B社)が解散した後の43年7月以降は同社に既に在籍していた可能性も考えられる。

しかしながら、C社の会社成立日は昭和44年5月\*日である上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年6月1日であり、それ以前の期間は

同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、当該C社も昭和46年9月30日に解散しており、事業主も亡くなっている上、当時の役員も高齢等のため同社が適用事業所となる前の期間における申立人の在籍及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が事業主及び同僚として名前を挙げた複数の者の厚生年金保険の加入記録を確認したが、いずれも申立期間中に加入記録のある者は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月ごろから 36 年 1 月ごろまで  
② 昭和 36 年 6 月ごろから 37 年 3 月ごろまで  
③ 昭和 38 年 9 月ごろから 39 年 4 月ごろまで  
④ 昭和 39 年 10 月ごろから 40 年 4 月ごろまで

申立期間①については、A社で、B職の助手として勤務していた。

申立期間②については、C社で、D職として勤務していた。

申立期間③については、現在のE市にあった、F社で、B職として勤務していた。仕事で取引先の会社によく出入りをしてしたが、その会社で勤務していた方とよく顔を合わせていた。

申立期間④については、G市にあった、H社で、B職として勤務していた。当時、私の助手として勤めていた方のことを記憶している。

申立期間については、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険の加入記録は無いとの回答があったが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地及び業務内容を記憶していること及び申立期間当時に同社で勤務していた同僚が申立人を記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立期間当時、A社に勤務していたほかの同僚は、「私は、1年間見習い期間として勤務し、2年目に本採用となったので厚生年金保険に加入した」と陳述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述が得られなかったほか、同社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、当時の事業主も死亡しているため、詳しいことは不明である」と回答しており、申立人の保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社の所在地及び同社の業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、C社は、「当社では、社会保険関係の資料が昭和28年から残っているので、これらをすべて確認したが、申立人に該当する記録は見当たらなかった。このことから、申立人は当社に勤務していた場合でも、厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、F社の所在地及び同社の取引先であった事業所名称を記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、F社は、「当社では、在籍していた従業員に関する資料をすべて保存しているが、申立人に該当する記録は見当たらない」と回答しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

なお、F社の関連事業所であったとみられる「I社」という名称の事業所が確認できたことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調

査したが、申立人に該当する記録は見当たらないほか、申立人主張の事業所名称と類似する「J社」という名称の事業所がK県に確認できるところ、同社は、「申立期間当時、申立人主張の所在地に事業所は無かった」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

また、上記のF社に係る被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、H社の所在地及び業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立期間当時、H社で営業事務に従事していた同僚は、「L職は、通常は3か月以上経ってから厚生年金保険に加入していたと思う」と陳述しているほか、H社は、「当時の資料が残っていないので詳しいことは言えないが、申立期間当時、数か月間の試用期間を設けていたと思うので、短期間で辞めたのであれば、社会保険に加入させていなかった可能性もある」と陳述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

一方、オンライン記録によると、申立人が同僚として名前を挙げた者は、H社における厚生年金保険加入記録は無い。

また、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6048 (事案 4108 の再申立て、2787 の再々申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで  
③ 昭和 20 年 6 月 15 日から 21 年 6 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間①及び②の加入記録が無いと回答を受けた。そこで、これらの期間について年金記録確認第三者委員会に対して年金記録訂正の申立てを行ったが、申立期間に係る保険料の控除が確認できない等として、申立ては認められなかった。

それで、申立期間①及び②について年金記録確認第三者委員会に対して再申立てを行うとともに、軍隊に入営し帰国するまでの期間を申立期間③として新たに申し立てたが、申立期間①及び②については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして再申立ては認められず、申立期間③については、厚生年金保険被保険者であったことが確認できないとして申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として「当時の写真」等を提出する。また、A社から外地の勤務先に送金されてきたお金を使った記憶が有り、同社社史には「留守宅払給与」の記述が有ることから、同社は、給与から厚生年金保険料を控除した上で、留守宅へ給与を送金していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社における同僚の厚生年金保険加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 30 日付け及び同年 9 月 4 日付けで

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。また、申立期間③については、申立人が軍隊に入営した際、A社において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、同年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として、「申立期間当時の写真」、「身分証明書の写し」、「A社社史(抜粋)」、「同僚の厚生年金保険記録一覧表」、「同僚3人の年金グラフ」、「同僚に係る在職証明書」等を提出しているが、これらの資料では、申立人の申立期間に係る保険料控除又は入営時に被保険者であったこと等を推認することはできない。

また、申立人が同僚として新たに名前を挙げた3人のうち、連絡のとれた1人からは、申立人の申立期間における保険料控除等をうかがわせる陳述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 20 日から 40 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 36 年 3 月 20 日に入社し、同社のB店で継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 63 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が店主であったとする者は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が、A社の同僚として記憶していた者は、所在不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 14 人に照会し 3 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 23 日から 10 年 1 月 10 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社には平成 10 年 1 月 10 日まで勤務した。申立期間は同社に在籍し海外勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚等の陳述から、申立人が申立期間にA社に在籍し、海外で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社は、申立人が同社で資格を喪失した日と同一日の平成 5 年 4 月 23 日にいったん厚生年金保険の適用事業ではなくなっており、6 年 9 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同日以前の期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主の子で自身もA社の従業員であった者は、「自身に海外勤務の異動が有った際、事業主から、海外勤務者は厚生年金保険に加入させない旨の説明を受けた。また、海外勤務中に給与から保険料が控除されることはなかったはずである」と陳述しているところ、申立人同様に、A社に在籍し申立期間当時に海外で勤務していたとする前述の元同僚も、海外勤務期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人の妻は「海外勤務中の夫から、厚生年金保険と健康保険の資格が喪失してしまうので、国民年金と国民健康保険に加入するよう電話で連絡を受け、国民健康保険の加入手続をした」と陳述しているところ、B市の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 5 年 8 月 25 日から現在まで継続して

国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間のうち、平成7年10月及び8年1月から同年11月までの期間について、また、その妻は、申立期間の全期間について、それぞれ国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 14 日から 34 年 9 月 14 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所においてA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

なお、A社が所在していたとされるB市内において名称が類似している4事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は無く、前述の元同僚及び同人が事業主であったとする者についても、これらの事業所において被保険者記録は見当たらない。

さらに、元同僚が記憶するA社の事業主の連絡先は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6052 (事案 1697 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 38 年ごろまでの間のうち  
2 か月から 3 か月間  
② 昭和 40 年 3 月から 41 年 4 月まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められない旨の通知を受けた。

特に新たな資料及び情報がある訳ではないが、正社員と同様にフルタイムで働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者と認めるよう、再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人がA社に在職していたことは推認できるが、i) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらなかったこと、ii) 同名簿に記録漏れをうかがわせる事情等も見当たらなかったこと、iii) 申立人は厚生年金保険料控除についての明確な記憶を持ち合わせていないことから、また、申立期間②に係る申立てについては、B社に在職していたことは推認できるが、同社の元総務課長が法律要件に該当する社員についてはきちんと公的保険の手続を行っていたと陳述しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録は確認できず、正社員の扱いではなかったと考えるのが相当であることから、厚生年金保険料が控除されていたと認められる特段の事情も見当たらないとして、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 20 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料を提出することなく、「正社員と同様にフルタイムで

働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである」との従来の主張を繰り返している。

しかし、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 2 日から 41 年 2 月 まで

私は、昭和 39 年 1 月に A 社（現在は、B 社）C 工場に入社し、同工場に隣接した社員寮で生活をしながら 41 年 2 月ごろまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録は昭和 39 年 1 月 23 日に資格を取得、同年 2 月 2 日に資格を喪失となっている。

A 社において 1 か月の被保険者期間ということには納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 2 月ごろまで A 社 C 工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、B 社は「当時の資料が現存しておらず、申立人の申立期間における勤務状況を確認できない」と陳述し、また、申立期間当時 A 社 C 工場に勤務していた複数の同僚の陳述からも申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、D 健康保険組合が作成保管する被保険者名簿を見ると、申立人の A 社における被保険者の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している。

加えて、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄を見ると、申立人が健康保険被保険者証を同社に返却したと推定される日付（昭和 39 年 3 月 4 日）が確認でき、一連の事務手続に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 6 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。当時、脱退手当金について全く知らなかったし、B社を退職する時も脱退手当金について説明は無かった。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険資格の喪失日から約10か月後の昭和41年10月13日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 19 日から 39 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、中学校を卒業した翌日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務等を確認できる陳述は得られなかった。

また、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており申立人が記憶している元同僚は、「入社から数か月後に厚生年金保険に加入した記憶があり、試用期間があったと思う」と陳述しており、別の元同僚も、「厚生年金保険は、入社1年後に加入した」と陳述しているところ、当該元同僚等の厚生年金保険加入記録を見ると、同社における資格取得日は、それぞれ記憶している入社時期から約3か月後又は1年後であることが確認できることから、A社では、申立期間当時、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の記号番号は、昭和39年8月1日に払い出されており、前述の元同僚も同一日に払い出されていることが確認できる。

加えて、A社は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってお

り、事業主も死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
申立期間は中学校を卒業後、A社本店に住み込みで勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社本店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員4人が、「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、試用期間があった」と陳述しているところ、当該4人は、自身の記憶している入社時期より1年6か月から2年5か月後に被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、別の元従業員が記憶している複数の同僚は、A社本店において被保険者としての記録が無い。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 38 年 12 月まで  
② 昭和 39 年 1 月から 41 年 7 月まで  
③ 昭和 41 年 9 月から 44 年 6 月まで  
④ 昭和 44 年 7 月から 46 年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、申立期間④はD社で、いずれもE業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、C社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間④については、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、D社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 5 年 1 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はA社のフランチャイズ店であるE市内のB業種店に勤務し、同店が平成2年ごろに会社の吸収合併によりC社の直営店となってからも、C社の正社員として引き続き勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社のフランチャイズ店であるB業種店(後に、C社の直営店)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社のフランチャイズ店は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、「C社の直営店となってからは正社員であった」と陳述しているところ、D社の人事担当者は、「当社では、申立期間当時、正社員は全員、厚生年金保険に加入させており、被保険者記録はデータベースに保存しているが、申立人の加入記録は無い」としている。

加えて、申立人の元妻は、「平成元年 10 月から 5 年 1 月まで、夫と共にフランチャイズ契約でA社(後に、C社)を個人経営していた。従業員はD職が3人で、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった」と陳述していることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険法上被保険者となることができない個人事業所の事業主であったものと推認される。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、申立期間内の平成元年 11 月か

ら2年7月まで雇用保険の失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間中はA社に勤務していた。入社後間もなく、同社がB社の下請として受注したC県D市内のE事業のF職として約1年間単身赴任した。その時、事業中にけがをし、D市内のG病院に1か月近く入院して労災保険で治療を受けた。A社はすべての保険に入っていたはずなので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中はA社に勤務していた。入社後間もなく、同社がB社の下請として受注したC県D市内のE事業のF職として約1年間単身赴任した」と申し立てているところ、申立期間当時の同僚及び当該事業の発注元であるB社は、「昭和37年から38年ごろにD市のE事業を実施していた」としており、事業時期にずれがみられるものの、申立てどおりのE事業があったことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した10人すべての同僚に照会を行い、そのうち、6人から回答が得られたものの、申立人の在職を覚えている者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立人は、当該事業中に労災事故で約1か月間入院したと申し立てているところ、B社、入院先の病院及び管轄労働基準監督署は、いずれも当時の資料は保存されておらず不明としており、申立期間当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人が上記事業現場において、元請であるB社の社員であったとして名前を挙げた者については、同社に係るオンライン記録を調査したが、同



人に該当する被保険者記録は見当たらず、所在が判明しないため、同人から申立期間当時の事情を確認することはできなかった。

加えて、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主、役員は死亡しているため、申立期間当時の事情について確認することはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から27年まで  
② 昭和29年から32年2月まで

申立期間①において、中学を卒業後、集団就職によりA社（現在は、B社）C工場で昭和24年4月から27年まで勤務していたことは間違いない。また、申立期間②において、結婚した29年から32年2月までD社（現在は、E社）で勤務したことは間違いない。これらの期間が、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「申立人がA社C工場で昭和29年10月13日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、30年6月16日に資格を喪失したとの記録は残っているものの、当該期間以外に申立人の資格の取得及び喪失の記録は見当たらない」旨を回答している。

また、申立人のA社C工場での在職について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した32人に事情照会を行い、17人から回答が得られたものの、申立人のことを覚えている者がいないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、E社は、「当社保管の厚生年金保険に関する台帳を調査確認したものの、申立期間②において申立人の名前は見当たらない」旨回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、「昭和27年ごろから30年ごろまでは、D社は人員整理をしていた

時期だったので、中途採用の者は、『F職』ではなく、期間の定めがある『G職』としての採用だったはずである」と陳述している上、別の同僚は、「私は、『G職』から『F職』となったが、G職の時には、社会保険に加入していなかった」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月10日から同年12月23日まで  
A社に勤務していた昭和24年12月23日、B病気のため出勤できなくなり、療養中に解雇されたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年5月10日とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年12月22日、会社から帰る途中、自分が誘って一緒に入社した同僚に痛みを訴えた。翌朝、痛みのため出勤できなくなり、B病と診断されて、そのまま療養生活に入った。その後、家に訪ねてきた当該同僚から、私が会社に行けなくなり、自分一人では心細いので退職したと聞いた」と陳述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚が、申立人が資格喪失日であると主張している昭和24年12月23日より約1年前の23年12月30日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和24年12月23日以降は、A社に出社できず、仕事もしていなかったため給料はもらっていなかった。しかし、翌25年1月にC病院を受診した時には、同社からもらった健康保険被保険者証を使っており、1か月ほど入院した。同病院には1年間ほど通院したが、途中で、会社に健康保険を切られたことから、自分が解雇されたのを知った。病気が治り、28年に再入社した」と陳述している。

さらに、申立人は、「会社を休んでいる間は給料をもらっていなかったが、社会保険料の自己負担分については、私の代わりに兄が会社に何回か行ってくれていたため、兄が会社に自己負担分を支払ったのではないかと思う」と陳述している。

これらにより、申立人が病気のため会社に行けなくなったのは、昭和23年12月23日であり、治療のため健康保険被保険者証が必要であることからその後も社会保険には加入させてもらっていたが、途中で解雇されたことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した可能性がうかがわれることから、事業主は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりに、24年5月10日付けで厚生年金保険の資格を喪失した届出を提出し、申立人の給与から社会保険料を控除していなかったと考えるのが相当である。

加えて、A社の事業主は既に亡くなっている上、申立期間当時の同僚全員は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月から 33 年 10 月 31 日まで A 社の下請であった B 事業所で C 職として勤務した。退職してから D 県の E 公共職業安定所において、雇用保険の給付金を 6 か月分受給したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする B 事業所の元請会社である A 社及びその親会社である F 社の両社に勤務していた者の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは法人化後の昭和 38 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 事業所で勤務していた従業員は、「私も、申立人と同じように昭和 32 年から B 事業所で勤務したが、当初、従業員は厚生年金保険には加入しておらず、38 年 3 月 1 日に G 社として厚生年金保険の適用事業所になるまでは保険料は控除されていなかった」旨陳述している。

さらに、A 社で勤務していた従業員は、「B 事業所は A 社の下請で昭和 30 年代末ごろまでは会社組織ではなかった。事業の性格上、失業保険は加入させていた。しかし、下請の事業主及び従業員全員を元請である A 社において厚生年金保険に加入させることはなかったと思う」と陳述している。

加えて、F 社で勤務していた従業員は、「F 社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたが、B 事業所は F 社の子会社である A 社の下請であり、下請の会社の従業員を元請の親会社である F 社で厚生年金保険に加入させるこ

とはなかったと思う」と陳述している。

なお、F社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したものの、申立期間において申立人に該当する記録は見当たらなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているが、実際の給与は月額 38 万 6,320 円だったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社発行の申立人に係る平成 16 年分の源泉徴収票に記載されている保険料控除額に基づく標準報酬月額は社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と一致しており、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立人提出の雇用保険被保険者離職票及び未払賃金立替払請求書によると、申立人は申立期間において、その主張する 38 万円余の給与支給額があったとみられるものの、当該給与支給額から標準報酬月額を 20 万円と仮定して算出される保険料額及び税額等を控除した後の金額は、申立人提出の通帳に記載されているA社からの給与振込額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A社提出の申立人に係る平成 16 年 9 月 1 日付けの健康保険厚生年



金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の標準報酬月額は 20 万円と届け出られている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6064 (事案 3800 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 22 日から 55 年 12 月 1 日まで  
社会保険庁 (当時) の記録では、私が A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。  
今回、A 事業所での同僚が、私が申立期間も継続して同事業所に在籍していたことを証言してくれるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 事業所での同僚の証言から申立期間における申立人の同事業所での在籍が推定できるものの、同事業所が加入している厚生年金基金の記録と社会保険庁の記録が一致している上、申立期間中に同事業所からの報酬月額算定基礎届が 2 回行われているにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の標準報酬月額の定時決定の記録は無く、また、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができないほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 3 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る年金記録の訂正につながる新たな周辺事情として、A 事業所での同僚が証言をしてくれると申し立てている。

しかし、前回の申立て時の調査において、既に当該同僚からは、「申立人の申立期間における在籍は覚えているが、厚生年金保険料の控除の状況等は分か

らない」旨陳述を得ている上、今回、当該同僚に再度照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる陳述は得られなかったほか、申立人から聴取しても、申立期間もA事業所に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずであるとする主張のほかに申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情等は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 26 日まで

私は、昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 5 日まで A 社に B 職として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 33 年 12 月 26 日となっている。

A 社に入社した昭和 32 年の夏に C 県 D 市で事故を起こしたことを記憶しており、同年 5 月から同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 5 月 1 日から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、申立期間中の同年夏に業務中に事故を起こしたことを記憶していると申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和 33 年 11 月 1 日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、32 年 5 月 1 日から 33 年 11 月 1 日までの期間において、同社は適用事業所とはなっていない上、上記名簿に名前が確認できる同僚は、「私は、昭和 32 年ごろから A 社に勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う」旨陳述している。

また、申立人が主張する事故に関する新聞記事等は確認できなかった上、相手方に同事故に関する資料等は残存せず、同事故に係る裁判記録も E 地方裁判所及び相手方の双方に保存されていなかった。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者は所在不明であり、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の

同僚のうち、連絡先が判明した13人に照会したものの、申立人のことを記憶している同僚はおらず、これらの者から、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない上、同社は、昭和35年12月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であるため、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間のうち、同社が適用事業所となった昭和33年11月1日から同年12月26日までの期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月21日から35年10月まで

私は、A社（現在は、B社）が募集した事業所の独立開業者への応募をきっかけに同社に入社し、C職として同社のD支店及びE支店に勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録では、A社D支店及び同社E支店での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社本店の従業員から、「勤務中に事故があるといけないので、保険に加入させる」と言われた記憶が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社D支店及び同社E支店の所在地を記憶している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、申立人が名前を挙げた両支店の支店長のことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社の両支店に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は、昭和31年10月1日に適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、29年5月21日から31年10月1日までの期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同社が適用事業所となった昭和31年10月1日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、A社が適用事業所となった昭和31年10月1日以前から同社E支店に支店長として勤務しており、申立人が同支店の支店長として名前を挙げた者は、私の前任の支店長である。申立人は、同氏の下で勤務していたが、同氏が私と交代で退職した直後の時期に、申立人が同支店の前に勤務していた同社D支店長として名前を挙げた者が独立し、申立人は、

独立した元D支店長を手伝うために同社を退職したので、私がE支店長になった時点では、申立人は、既にE支店にはいなかった」旨陳述している。

さらに、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同社D支店及び同社E支店の支店長として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、上記同僚の陳述内容とも符合している上、上記名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、上記同僚一人を除き、申立人のことを記憶している旨の回答は得られなかった。

加えて、B社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みのため、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答しており、当時の事業主は、所在不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、社会保険事務担当者であったとする同僚は、「労災保険については、各支店のF職も含めて全員を加入させていたが、厚生年金保険については、適用事業所となる以前の期間に保険料を給与から控除していたことは考え難い」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が適用事業所となった昭和31年10月1日から35年11月1日までの期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から37年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年4月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号1番から234番までの被保険者のうち、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性14人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人であり、うち9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年2月23日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和44年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6069

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から同年12月1日まで  
A社に勤務していたとして、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしていたが、同社に係る記録は無いとの回答であった。同社に在職していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所として記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人がA社の後に勤務し、厚生年金保険の記録が確認できるB社で、申立人と同時に被保険者資格を取得した同僚11人に対して文書照会を行ったものの、A社及び類似した名称の事業所に係る情報は得られず、B社の事業主も、「A社という会社のことは知らない」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6070

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成元年10月まで  
② 平成元年11月から3年5月まで  
③ 平成3年8月から4年9月まで  
④ 平成4年10月から7年12月まで  
⑤ 平成8年1月から同年7月まで  
⑥ 平成8年7月から9年8月まで

私は、申立期間において、主にA職として申立ての事業所に勤めていたことは間違いなく、厚生年金保険料が給料から控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、申立期間①はB事業所で、申立期間③についてはC事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B事業所及びC事業所は、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人が示した地図上の位置（B事業所はD県E市、C事業所はF市G区）を、それぞれの申立期間に近い時期に発行された住宅地図で見ても、該当する事業所は確認できなかった。

さらに、上記の2事業所ともに、事業所を管轄する法務局で商業登記の記録を確認することできないため、申立人の申立期間①及び③に係る事業所での在籍を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人はH事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、H事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、H事業所の事業主は、「申立人とは時々一緒に仕事をしたに過ぎず、雇ったことはない。私はずっと国民年金と国民健康保険に加入している」と回答しており、同氏の年金記録を見ると、申立期間②において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④については、申立人はI事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚9人に照会文書を送付したところ、3人から回答があり、全員が「申立人のことは知らない」と陳述している。

また、上記の同僚のうち、平成6年7月1日から8年6月1日まで加入記録の確認できる同僚1人は、「当時の正社員は8人前後であったが、アルバイト等が多数いた」と陳述しており、申立人も同社の社員数について、「全部で500人ぐらいの社員がおり、そのうち自分と同じA職は90人ほどだった」と陳述しているところ、申立期間におけるI事業所の厚生年金保険被保険者数は、オンライン記録で5人から11人であったことが確認できることから、同社には、厚生年金保険に加入しないアルバイト等の従業員が相当数いたことが推察できる。

さらに、申立人の在籍及び保険料控除についてI事業所は、「当時の資料は無く、分からない」と回答している。

加えて、申立人のI事業所における雇用保険の記録は無く、申立人の申立期間④に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人はJ事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、J事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が提出したJ事業所に関するメモ書きに記載された所在地宛に文書照会を行ったところ、元事業主の子息から、「当時、申立人は臨時雇用で雇っていた。給与は日給月給制であり、保険料は控除せず、納付もしていない」との回答があった。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑥については、申立人はH事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、H事業所は、「申立人は直接雇用ではなく、K社から派遣された従業員であった。保険料は控除しておらず、労務管理もしていない」と回答しているところ、申立人も、「K社は、人を集めて現場を紹介する会社であった。

そのL氏からH事業所を紹介された。H事業所L班のメンバーとして、L氏から給料をもらっていた」と陳述している。

なお、オンライン記録において、K社に類似名称の事業所4社（F市M区のN社、同市O区のP社、同市Q区のR社、同市S区のT社）が確認できるが、いずれの事業所に係るオンライン記録においても申立人の名前は確認できない。

また、申立人のH事業所における雇用保険の記録は無く、申立人の申立期間⑥に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月から36年1月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、時期を特定できないものの、申立人は申立期間当時、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の従業員に関する資料は残されておらず、当時を知る者もないことから、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除については不明である」と回答している。

また、申立人がA社で勤務する際に紹介され、同じ業務に従事していたと記憶する同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で記録を確認することができないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推測できる。

さらに、申立人は、A社で勤務していた期間に健康保険被保険者証を受けていたかどうか明確に記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 18 日から同年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B工場に昭和 32 年 6 月 12 日から 36 年 4 月 21 日まで勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社本社は、「当時の人事記録は廃棄済みであり、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である」と回答している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚のうち、住所の判明した9人に文書照会したところ、7人から回答があり、申立人の被保険者期間に同社に在籍していた1人が申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務期間について明確な記憶が無く、ほかの6人についても、「申立人を知らない」と陳述していることから、申立人の申立期間における同社での在籍を確認することができない。

さらに、A社B工場から提出のあった同社における当時の厚生年金保険関係の資料には、申立人の失業保険の取得年月日が昭和 34 年 10 月 23 日と記録されているところ、当該資料に記載されているほかの同僚の入社年月日と失業保険取得年月日は一致しており、その2か月から3か月後の日付で社会保険の取得年月日が記載されているが、当該取得日は、社会保険事務所に保管

されている同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿での被保険者資格の取得日とほぼ一致していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、いったん、A社B工場で被保険者資格の喪失手続きが行われた後、昭和34年10月に失業保険の被保険者資格を取得し、その2か月後の同年12月に同社において厚生年金保険被保険者資格の再取得手続きが行われたことが推認できる。これについてA社B工場は、「厚生年金保険の被保険者資格が無い期間については、通常、保険料控除は考えられない」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 6073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月31日から30年8月31日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、同事業所C出張所で勤務した昭和27年5月31日から30年8月31日までの期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた元上司及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所C出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元上司の証言から、A事業所C出張所の申立期間当時の従業員数は4人であったことが推認でき、社会保険事務所の記録では、同事業所は昭和33年12月31日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶していたA事業所C出張所の元上司及び同僚は、いずれも申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A事業所C出張所の元上司は、「C出張所に転勤後に結婚し、子どもが生まれたが、健康保険被保険者証が無かったので、その時の医療費を全額実費負担したことを覚えている」と陳述しており、申立人も、「当時、健康保険被保険者証をもらった覚えがない」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 27 日まで  
③ 昭和 41 年 6 月 8 日から同年 7 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と異なっていた。特に昭和36年から41年まで勤務した期間において、入社時は1万円、3か月目は1万5,000円、2年目は2万円以上、40年になってからは残業が多かったため月収が3万7,000円になっていたと思う。保険料の控除額は覚えていないが、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、A社は昭和56年7月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人と同時期に勤務し、標準報酬月額が申立人とほぼ同じ記録となっている年上の同僚(申立期間当時、既婚者)は、「私は、社会保険事務所に記録されていた標準報酬月額を特に不審に思わなかった。当時、A社の工員の給与は出来高払いであり、熟練度及び家族構成などの違い以外で給与が大幅に上回るようなことはなかったと思う」と陳述しており、申立人と同時期に入社し、標準報酬月額が申立人とほぼ同じ記録となっている別の同僚は、「申立期

間の当時の給与は、社会保険事務所の記録とほぼ合致していた」と陳述している。

さらに、申立人は、「昭和40年は残業代が多く、3万7,000円ぐらいの給与額であった」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同時期に同事業所で勤務していた被保険者資格を有する者の標準報酬月額の高額は、申立人より17歳年上の同僚の記録である1万8,000円(昭和40年5月から41年6月まで)であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない旨の回答を得た。しかし、昭和 39 年 10 月 1 日に A 社に正社員前提の B 職として入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に、B 職として勤務していたことが複数の同僚証言により推認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 39 年 10 月に B 職として入社した同僚は、「厚生年金保険料は昭和 39 年 12 月から控除された」と陳述している。

また、申立人と同じ昭和 39 年 12 月 1 日に A 社で厚生年金保険の被保険資格を取得した同僚に文書照会したところ、11 名から回答があり、覚えていないとする 2 名を除く 9 名は、同年 10 月に同局に入社したと陳述しており、覚えていないとする 2 名も、同年 10 月 27 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の B 職は、入社日からすぐに厚生年金保険に加入せず、入社月の翌々月の 1 日に被保険者資格を取得していたことが推認できる。

さらに、A 社の適用事業所を承継した C 社は、「B 職の場合は、一定の労働条件を満たしていない者は厚生年金保険に未加入であった。厚生年金保険の加入手続は、当時の支社単位で届出していた」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。